

する力のないことが屢々ある故その雪冤は誠實無私を以て爲す可きである」と述べてゐる。

(三五〇) 併乍ら雪冤の審理をなす豫審判事の義務は被告人の無罪を確證し若くは審理を受けた事件より一切の犯罪的性質を除くに於ても常に本來の事實に限る可きものとの主張が行はれたが、かゝる説に依れば豫審判事は犯罪を宥恕せしめ若くは被告人の責任を或程度輕減せしむる情狀に、その審理を及ぼすことは許されぬこととなる。此如き如何なる法律的根據も有たない説は既に拋棄されて久しい。要するに豫審は事件を正確に明瞭ならしめる一切従つて加重、輕減の情狀に關係する總ての事實を蒐集す可きものである。

第二目 豫審の一般的性質

(三五一) 「豫審の書面審理」 豫審手續の第一の特徴は記録されることで、總ての豫審處分は記録されねばならない。豫審の終結、檢察官の請求、判事の決定は總て此の書面の訴訟手續に於て爲される。又控訴院重罪移審部が重罪法院へ被告人移送の決定を爲し、若くは控訴裁判所として豫審判事の決定に對する抗告に付き決定を與へる時も總て之に據り、如何なる口頭辯論も行はれない。

(三五二) 豫審裁判權と公判裁判權の根本的相違はこゝにある。前者に於る審理は記録され之に據つて決定が與へられるが後者に於る審理は常に對審を以てし、判事の心證はその面前に於て行はれる口頭辯論に據つて始めて得られる。

(三五三) 「豫審の密行」 我國の舊法及び十五世紀末葉までは豫審の密行は根本的の原則をなしてゐた。

ミユアアルドヴグランはこの原則は我々の間では嚴重に遵守され、爲に民事訴訟が刑事訴訟に轉化する場合に於ても民事の訊問は刑事の訊問に轉化し得ないのである。之は専ら調書の交付が民事に於ける訊問の特性なるためである」と述べてゐる。革命立法は我國の刑事上の法制に帝政ローマ時代の制度に範を得た彈劾式の手續を取入れ、豫審密行の原則は一七九一年九月十六日—二十九日の法律に因つて廢止されたところである。

(三五四) しかば刑事訴訟法は如何なるシステムを採用したか。此點に關しては本法は何等形式的規定を設けてゐないのである。刑法學者は擧つて「豫審の密行説」とり、此説は多くの判決中にも見られるところである。併乍らこの解決は法案の研究と條文の比較結合に依つて到達したものである。刑事訴訟法第七十三條は、證人の供述は各別に之をなし被告人は出席せしめざる旨を規定し、第三百二條、第三百五條は重罪法院に移送された被告人に限り、辯護人は裁判長の面前に於て爲されたる訊問後被告人と交通し得、この時期に於て被告人は書類の寫を受け辯護人は訴訟記録の閱覽をなすことが出来る旨の規定を設けてゐる。以上の規定は甚だ簡單なもので、何等一般的の性質を有せず、その定むる所に違反ある場合の制裁をも定めてゐない。

(三五五) 従つて一八九七年十二月八日の法律以前に於ても、重罪法院に於て訴訟記録の交付が被告人、私訴原告人若くは第三者に行はれてゐたが、交付は何等無効とならなかつたのである。この點を判例について見るに、第三百二條及びそれ以下の條文の結合に因つて、刑事訴訟に於て重罪被告人の最後

の訊問迄秘密が保たる可きものとなすならば、又此規定の違反には何等無効の制裁が存在しない」としてゐる。

(三五六) 一八九七年十二月八日の法律は豫審の秘密に關し如何なる變革を齎したか。判事デュマ氏はアムベル事件の報告に於て「實に一八九七年の法律は此訴訟手續に門戸を開いたものである。併乍らこの門戸によつては入れるものは被告人と其辯護人のみである。其他の當事者に對しては依然として豫審の秘密は守られてゐる」と述べてゐる。かくの如く豫審は未だ第三者のみならず私訴原告人に對しても秘密とされてゐるのである。一八九七年の法律以前に於ては、私訴原告人は抗告を爲すため覺書を作る目的を以てしても訴訟記録の閲覽を請求することが出来なものとされてゐた。然るにこの點刑事訴訟法に依つて定められた規定には何等の變更も與へられなかつたのである。併乍ら一八二七年の判決は次の一事を強調してゐる。「閲覽請求の權利は被告人には存在しない。その理由は被告人に對しては重罪公訴の判決後まで訴訟手續の秘密を保つにある。又従つて私訴原告人にも閲覽を許されるの權利は存在しない。訴追する被告人よりも私訴原告人を優遇することは正しくないからである。」但し此理由は一八九七年の法律以後其意義を失つた。即ち今や私訴原告人を被告人より冷遇することは正しくないとさへ主張し得るのである。故に明文がない爲め民事擔當人が訴訟記録の閲覽を請求し得ぬならば、豫審判事は閲覽せしめて差支なしと思料する時は之を許すことが出来るものと老へられる。パリに於ては手續の終結まで私訴原告人の辯護士に記録を閲覽せしむ

る習慣になつてゐる。斯くするならば豫審判事が或點につき陳述によつて完全を期し得ると考へる際私訴原告人の辯護士をして其意見を述べしむることが出来る故である。

(三五七) 秘密はもとより比較的事である。審理上の必要によつては判事は辯護に關してのみならず、證人の如きに對しても有益と信する時は秘密を解き、之に被告人の訊問其他の證人の供述の記録を閲覽せしめる。

(三五八) 「非對審性」一八九七年の法律に因る斟酌 刑事訴訟法に於ては豫審は全く對審なくして行はれる。證人は被告人のゐない所で供述し被告人は如何なる辯護人をも伴はず、豫審の終結迄、訴訟記録の全體若くは記録の一部分につき閲覽の許可を請求する權利をもたなかつた。

(三五九) 然るにこの點に付き一八九七年十二月八日の法律は重要な變革を齎した。但し實際にはこの法律は何ら豫審を對審となしたものでなく、只被告人をして辯護人を伴ふことを得しめ、其介在によつて或程度豫審の経過を監視し吟味することを得るやうにしたのである。被告人及び其辯護人は訊問及び對質を除いては其他の豫審處分には立會はず、辯護人は訴訟記録を欲する時にもその閲覽の許可を請求する權利をもたない。但しその最初の出頭の調書が作製されたる日よりは護被告人と交通することが出来、又辯護人は訊問對質に立會ひ、各訊問の前日は全訴訟手續を自由に閲覽することが出来る。最後に辯護人は審豫判事の爲した總ての決定の通知を受ける。但し辯護人は訊問中に立入ることは出来ない。併し訊問の終つた時は判事に發言の許しを求め、その許可があつた時は被告人

に對し新たに訊問をなす可き諸點を申述するのである。(三六〇) 此には豫審の性質を明確にするため一八九七年十二月八日の法律の規定の簡略な解説に止める。何れこの手續の種々の局面を研究する時に詳しく調べ度い。

第七節 豫審の無効

第一項 無効

(七三六) 刑事訴訟法に従へば全豫審の無効は存在しない。一つの調書が無効なる時は、云ふまでもなく公判に於て其調書を裁判の根據に加へることは出来ないが、無効は全豫審終局の決定、若くは爾後の手續に及ぶものではなく、破毀院に従へば記録の手續に違反あるとも、重罪、輕罪何れの事件に於ても口頭の審理を無効と看做さぬのが原則である。但し記録の手續上に於る無効の響影を受けない口頭の審理は次の如くして爲された場合である。判決に付ては無効の書類に據つたか否かにより區別されねばならない。第一の場合は無効の記録に據つて之を裁量の一要素とした、め違反の影響を蒙り等しく無効となる。然るに第二の場合、即ち法廷の辯論から違反の書類を排除した時は判決は完全に效力を持つのである。

(七三七) 一八九七年十二月八日の法律第十二條に従へば、同法中の幾つかの規定を守らぬ場合は爾後の調書及び手續を無効にすと規定されてゐる。無効の規定は次の如くである。

一、豫審判事が自ら審理せる事件の公判に参加することの禁止(第一條)
 二、被告人に對し其最初の出頭の際陳述を爲すと爲さざるとは被告人の自由なる旨の告知を爲すの義務。(第三條第二項)

三、辯護人立會の上に非ざれば被告人を訊問若くは對質せざるの義務。(第九條第二項)

四、各訊問の前日調書を被告人の辯護人に閱覽せしむること。(第十條第一項)

五、決定ありたる時は之を直接辯護人に通知するの義務。(第十條第二項)

(七三八) 併乍ら更に一八九七年十二月八日の法律に依つて規定された方式に於ても本質的無効について考究せねばならない。其の方式の一を遺漏した場合は、無効の制裁が法律に明かに規定されてゐなくとも、若しその遺漏が防禦の權利を危くしたものであるならば、その手續は無効となる。即ち豫審判事が被告人に對し辯護人を伴ひ得るの權利を告知しなかつた時、豫審判事が最初の出頭後被告人とその辯護人を交通せしめなかつた場合には無効が成立する。併乍ら本質的無効の場合は被告人に對し不利が起り得たといふのみでは不充分で、實際にその不利が實現してゐるのでなくてはならない。従つて豫審判事が被告人に辯護人を取り得ることを告知しなかつた場合でも、實際に被告人が豫審の始めから辯護人を伴つてゐる時は無効は成立しない。

(七三九) 一八九七年十二月八日の法律第十二條は、手續に遺漏ある時は爾後の調書及び手續を無効とする旨を規定してゐる。従つて本法第三條規定の告知が爲されたことの證明なき時は最初の出頭に於る調書は勿論、勾留状をも含め爾後の一切の手續は無効となる。又被告人がその辯護人の立會なくして訊問若くは對質を受け、且つ辯護人が適法の手續を以て呼出を受けたる證明なき時、或は手續をその前日辯護人に閱覽せしめずして訊問をなしたる時は、訊問又は對質は無効となり、同じく又それ以後に於る審理の調書は如何なる性質のものにてあれ一切無効となる。

(七四〇) 豫審判事の爲したる決定を辯護人に通知せざる時は爾後の調書の無効たる可きことは言を俟たない。只こゝに決定自體も無効なりやの疑問が生じる。實際には原則として一處分の通知を遺漏した時は一種の溯及効力に依りその處分は無効とならない。この點に關しては遺漏が一般規定に觸れた例は示されてゐない。併乍ら此説は未だ大勢を得ず判例は決定も亦無効たる可きことを定めてゐる。

(七四一) 一つの調書に無効ある場合、その調書が他の調書とその日を同じくしてゐる時は、他が無効の調書以前に於て爲されたことの證明あるときは效力を持つが、その反對に何れが先なるやの證明不可能なる際は兩調書を共に無効とする。

第二項 無効の證明及び宣告

第一目 無効の性質

(七四二) 一八九七年十二月八日の法律が規定する無効の性質は、同法第一條の規定の違反若くは其他の無効の場合に従つて區別される。第一條の禁止に反し豫審判事がその審理せる事件の公判に參加せる時は、無効は裁判權の構成に迄及ぶ。かゝる無効は公的にして、従つて無効は訴訟の進度如何に拘らず之を摘發することが出來、當事者は無効の申立を拋棄することを得ず、判事は職權を以て之を補正す可きものである。

(七四三) 然るに第十二條に定むる其他の規定の違反に因る無効は被告人以外には關係しない。従つて絶對的無効の性質は有しない。即ち此の無効は單に比較的の無効と看做す可きものゝ如く思はれる。よつてその結果は一、被告人に對し法律を遵守されなかつた場合は被告人のみ無効を主張し得る。二、無効の訴は一定の期間内に於て一定の裁判所にのみ之を爲すことが出來る。三、被告人は無効の訴を拋棄することが出來る。之は又結論して、無効は判事により職權を以て指摘され得ないと云ひ得る如く思はれる。併乍ら之は破毀院が與へた無効の解釋に相違する。破毀院の説を一言にしていへば、無効は法律に依り制定せられたるものなる故、裁判所が職權を以て之を摘發す可きものであるが又當事者の明示的意表示により無効を見逃すことが出來るといふにある。

(七四四) 事實、刑事部破毀院は重罪移審部控訴院が職權を以て無効を宣告しなかつた事件に付き、上訴に於てその判決を破毀してゐる。刑事部は同時に又控訴に於て無効を始めて取上げ得ることも認め得る。之より結論すれば、始審裁判所に於ては判事は當事者の沈黙の場合職權を以て無効を指摘宣告す可きで、然らざればその裁判は輕罪控訴部(控訴院)に於て無効の判決を受ける。

註 輕罪控訴部は第一審に於て輕罪裁判所の下したる判決に對する控訴、及刑訴第四七九條並に一八一〇年四月二十日法律第十條の輕罪を裁判する。

(七四五) 又他方被告人に於ける無効の訴の拋棄が正式にして、明白に確認出來得るものならば、被告人に於て之をなす權利あるものと認め得る。又被告人はその共同被告人に付き一八九七年十二月八日の法律の規定に對する違反ある時と雖も、共同被告人が裁判に對し自己に關する既判力を得しめた時はその違反を主張し得ず、又民事擔當人は一八九七年十二月八日法律中被告人のみの利益の爲めに定められた無効を主張することが出來ないものと考へ得る。

第二目 豫審中に發見せられたる無効

(七四六) 豫審判事が其豫審中に無効を犯したることを發見した時は直ちにその補正に必要な處置を取らねばならない。然らざる時は爾後の調書は總て無効となる。この場合豫審判事は無効を宣告して無効の調書及び爾後の一切の調書の再施行をなすに止めることは出來ない。又被告人及び檢察官は無効の事由たる遺漏を確認せしめ、以て最初の無効の調書以後の再施行を命令せしむるため、重罪

移審部に上訴することも出來ない。

(七四七) その手續の方式は破毀院によつて示されてゐる。即ち、先づ豫審判事は通常の訊問に於ると同じく辯護人を伴ひ被告人を豫審廷に呼出す。次いで被告人に對し遺漏せる手續及びその結果を告げる。若し被告人に無効の異議ある時はその表示を促す。被告人が異議の表示を拋棄した時は、判事は調書を以て之を證明する。その時は無効は見逃されたるを以て、豫審判事は更に審理を續行することが出來る。若し被告人が拋棄を欲しない時は判事は直ちに記録送致の決定をなし、調書を檢事に送致する。檢事は總ての決定に對し抗告を爲し得るを以て直ちにこの權限を行使する。かくして正規の上訴を受けた重罪移審部は手續を審查し、其違反を檢證することが出來る。然る時は同部は違反の調書以後の豫審を無効としその再施行を命ずる。尙同部が該事件を自ら受理し其部員を以て審理に當らしめるか、然らざる時は事件の送致は先の同一豫審判事に對して之をなす。豫審判事に對して正當の嫌疑の事由ある場合は、他の判事への事件の移送は破毀院に於てのみ之が命令をなすものである。

(七四八) 無効を犯し且つ其補正されざる豫審が免訴の決定に到達し、後新たな證憑により豫審を再開した時は、受理せる新たな請求により別個の完全な審理を爲す權限は先の同一豫審判事に屬し、豫審判事は一八九七年十二月八日法律の規定を遵守せねばならない。

(七四九) 重罪移審部が豫審判事の終結決定に對する抗告、若くは刑事訴訟法百三十三條によつて爲された送致の決定に對する抗告を受理した時は、檢察官の請求書又は當事者の提出し得る覺書に記載の、一八九七年十二月八日法律の規定に對する總ての違反に付き決定を爲すことが出来る。又同部は職權を以て手續中の違反を審査し、豫審中その影響を受けたる部分を無効となす義務を有するものである(七四四參照)。

(七五〇) 輕罪裁判所に於て無効を發見した時は如何なる手續をとる可きか。立法者は無効の規定は制定してゐるも、如何にして之を検證し、無効の宣告された後は如何なる手續を取る可きやに就いては言及することを忘れてゐるのである。之には幾つかの説が行はれてゐる。判決例は輕罪裁判所に於て最初の無効の調書以後の審理、移送の決定、及びそれ以後の一切を無効となし得るとしてゐる。併年ら被告人が無効を主張しない時は、職權を以て之を取上げるに先立ち(七四四參照)主張の拋棄を爲す旨明示の表示をなさしめるものにして、その答は公判覺書に記載する。

(七五一) 無効は控訴に於て始めて之を取り上げること出来る(七四四參照)。輕罪控訴部が申請通り無効の判決を下す時は刑事訴訟法第二百十五條に従ひ管轄の移轉をなし本案に付き判決を爲すものである。

(七五二) 若し又被告人が違警罪裁判所に送られ一八九七年十二月八日法律の規定に對する違反が發見せられた時は、判事は輕罪裁判所同様遺漏ありたる調書以後の手續を無効となし、豫審判事により

再施行さるべきことを命ずる。

(七五三) 一八九七年十二月八日法律の規定を遵守せざりしに因る無効の理由は本案に關聯し得る訴訟手續中の附帶のみを構成し、裁判所が判決によつて裁判を下す時は此は純粹の準備判決で本案の判決に附帶させてのみ上訴し得るものである。無効の宣告された時は判事は無効となりたる豫審の全部を不成立と看做す可きである。但し法律は如何なる規定を以ても、此訴訟記録を削除し絶對的に廢棄す可きことは定めてゐない。

第四目 無効の申立を爲し得る期間

(七五四) 重罪犯人に於ては一八九七年十二月八日法律の規定に關する違反に因る無効は、重罪移審部の爲したる移送の決定に對し破棄院に抗告するのでなければ訴を起すことが出来ない。但し移送の決定に對して抗告するのみでなく、刑事訴訟法第三百七十三條に従ひ決定の送達ありたるより三日以内に之を爲すを要するものである。一八九七年法律の違反は刑事訴訟法第二百九十九條に列擧した場合の中にははならない故、第二百九十六條により訊問後五日間に抗告を以て無効の申立を爲すことは出来ない。

(七五五) 輕罪事件にありては、被告人が第一審若くは控訴審に於て無効の申立をせぬ時は一八〇六年四月二十九日法律第二條の適用により最初より破毀院に申立をなすことは出来ない。

第三章 重罪公訴

三三

(七五六) 重罪移審部の構成に就いては既に述べた所である。こゝでは重罪に於ける同部の権限及びその手續を研究せねばならない。

第一節 重罪移審部の権限

(七五七) 重罪移審部は豫審の手續を審査、完結する爲めに設けられたものである。一八一〇年四月二十日法律の理由書には「控訴院が完全に民事裁判を行ふものであるならば又全重罪事件に於ける豫審の中心ともなる」と述べられてゐる。その権限は複雑であるが復権の請求に付き判決するため、刑事訴訟法第六百二十六條、第六百二十七條、第六百二十八條によつて附與せられた権限の他は、總て目的を一にしてゐる。

(七五八) 此等の権限は異なる三つの見地から研究することが出来る。

一、豫審裁判權

二、豫審事項の控訴裁判權

三、取調手續の上級監督の委任に因る裁判權

第一目 豫審及び控訴の裁判權に關する権限

(七五九) (一) 豫審裁判權 重罪移審部は先づ第一に豫審裁判權を構成する。重罪事件に付き豫審判事の開始した事件を繼續、完結するのは此部である。若し審理の結果が施體加辱の刑に當る時は、豫審判事は其手續が完了せるものと思料する時も之に自ら終決を與へることは出来ない。此役目は専ら重罪移審部にある。(第一三三、二三一)

(七六〇) 同部は、豫審を受理した時は先づ手續の完全なるやを審査し違反を認めたる時は豫審の其調書を無効とする。無効は遺漏ありたる調書以後、一八九七年十二月八日の法律の規定を遵守せぬ全豫審に之を及ぼす。同部は次いで審理は完結せるや、手續は既に終決を與へ得るの状態にありやを調査する。若し遺漏あるか、檢證の未だ完全ならざる時は第二百二十八條に従ひ審理の補正を命令する。之に關しては同部は裁量の絶對權を有し、檢事長の請求により拘束を受けない。

(七六一) 豫審の完全な時は重罪移審部は本案に付き審理する。この場合に於ける同部の権限如何それには同一豫審に含れてゐる被告人の全部が同部に移されたか否かにより區別されねばならない。(七六二) 移送を受けたる被告人に關する事件に於ては重罪移審部はその各々に付き、手續より生じたる重罪、輕罪、違警罪の全事項に付き決定を與へねばならない。かくの如く同部は重罪を構成すとの思料の下に移送されたる事件のみならず、同一手續中に含まれたる犯罪にして、豫審判事の免訴、又は輕罪乃至違警罪裁判所に移送の決定ありたるものに付いても更に決定を與へるのである。従つて同部は豫審判事の決定の總てを審査するのであるが、之に付いては確認し若くは取消をなすの要はない。

三三

「これ迄に履行された方式の一切が效力を失ふのであつて、重罪移審部は法律の與へた完全なる権限を以て新に決定を下すのである。」被告人が輕罪裁判所に於て、別個の事件により手續が重罪移審部に移さるゝ旨表示した時は、同裁判所は重罪移審部の決定あるまでは事件を受理することが出来ないのも此理由に依る。

(七六三) 従つて同部は終結決定中に含るゝ全事件に付き審査するを要し、又更に移送の決定中に含まれざるものといへど、其手續から生じる總ての事件を取上ぐる可きものである。かくて重罪移審部は、審理の結果取上げられた事件にして豫審判事の決定に漏れた重罪及び豫審判事の決定を與へざりし輕罪は何れも附帶せざるものといへど、之に決定を與へる。尙又同部は檢事の請求中になき事項にても手續より生じた一切の事項を取上げなければならぬ。

(七六四) 重罪移審部は移送せられた被告人に關し、豫審に含るゝ一切の事項に付き決定をなし得るものにして、その内の或事項に付ては既に免訴の決定あり且つ何等抗告を見なかつた場合に於ても同様である。

(七六五) 重罪移審部の権限には二三の制限がある。第一に、出版に關する一八八一年七月二十九日法律第四十八條は、檢事の請求は事項を一々擧げてその犯罪名を述べ且つ之に適用す可き條文を明示す可く、然らざる時は訴追を無効となす旨の規定を設けてゐる。従つて檢事が普通法の輕罪を以て審理を請求した時は、重罪移審部は之を以て出版に關する輕罪として受理することは出来ない。又同部

は特に司法官に對する侮辱の嫌疑を(刑法第二二二條公然の侮辱若くは誹毀)一八八一年七月二十九日法律第三三條)として受理することは出来ない。併乍ら請求が同法第四十八條に依つてなされ且つ適用された犯罪名を變更し乃至は補足して、法律の其他の條文を適用せんとする時は問題は遙かに困難である。破毀院の判決例によればかゝる場合重罪移審部の権限には何等制限なきものとしてゐる。かくして同部は軍人に對し其義務背反の教唆をなしたる罪に殺人教唆の未遂罪を加へることも出来る。

(七六六) 第二に被告人が刑事訴訟法第四百七十九條、第四百八十三條及び一八一〇年四月二十日の法律第十條中に擧げたる者の中には、ある時は、同部の審査せる事件が如何なる罪名を與へられたるにせよ、罰す可き行爲なるや否やを調査する其義務は消滅する。此場合は罪名の指定を却けた同部は其事件が犯罪を構成するや否やを審査するの要なく此犯罪を訴追するの権限は専ら檢事一人に在る。(七六七) 最後に注意す可きは、檢事長の特別の請求なきため、重罪移審部が豫審判事の決定に於る重罪を以て被告人を重罪法院に移すのみに止め、審理の結果得たる其他の嫌疑につき決定をなすことを怠りたる時は、此遺漏により此等の項目の訴追に關する失權は生じない。刑事訴訟法第二百三十一條は司法行政を圓滑ならしむる爲、重罪移審部に附與せられた権限を指示せるものにほかならない。従つて同部がその審査に移された手續中の一事項を取上ぐることを遺漏したならば、遺漏せる事項に對する檢察官の訴權其の後の執行には如何なる不受理の理由も成立しない。よつて豫審判事が書類を

重罪移審部に移すの決定を爲し、且つ同一決定を以て附帶せざる輕罪により被告人を輕罪裁判所に移送せる時、檢察長の如何なる請求もなく、且つ重罪移審部が豫審判事の決定のこの部分に付き決定を與へぬ場合、此點に關する同部の遺漏は、同部の不完全なる決定後、檢察官が未だ取消を受けない適法の豫審判事の決定を完結することに對しては何等障げとならない。

(七六八) 豫審判事の決定を以て移送されなかつた被告人に關する事項に付ては、重罪移審部が事件に關聯させて之を受理することは出来ない。それには適法の抗告によつて之を受理するを要する。従つて重罪移審部が誤つて被告人の一人を訴訟事件より逸脱せしめた豫審判事の決定の不備を補正し得るが爲には、檢察官又は私訴原告人の抗告があることを要するのである。同じく又重罪移審部は送致を受けざる被告人に付き、何等抗告なき場合は、豫審判事が裁量を誤りて右の者を輕罪又は違警罪裁判所に移送した決定の處分を補正することは出来ない。但し同部は第二百三十五條による管轄移轉の權限を以て豫審判事の嫌疑を受けなかつた者に付き受理審判することが出来る。

(七六九) 重罪公訴部は其受理した總ての事項に付きあらゆる方面より審査せねばならない。同部は職權により又は檢察長の請求を以て、豫審判事のなしたる罪名の裁量を補正し完全ならしめねばならない。右の審査は主要事項のみならず總ての加重情狀についても之をなすを要する。

(七七〇) 重罪移審部は被告人が犯意を以てなしたるものなりやを裁量し、又情狀を憫諒すべき點、特に被告人の精神喪失狀態、正當防衛等について裁判をせねばならない。但し豫審判事同様輕減的宥恕

を裁量する資格はない。併乍ら裁量せず宥恕すべき事實を明かにするに止めるならば別にその權限に違背はしない。最後に重罪移審部は重罪若くは輕罪を消滅せしむる抗辯特に時效の抗辯、信用濫用の嫌疑を受けたる被告人のなせる計算書に關する抗辯、輕罪が被害者の告訴によらざれば訴追し得ざる場合の無告訴の抗辯に就て裁判せねばならぬ。

(七七二) (二) 控訴裁判權 豫審判事に對しては、上訴の方法(この場合抗告といふ)を以て控訴するこゝとが出来ゝ。豫審判事の決定に對する抗告は重罪移審部に於て裁判する。同部は形式及び本案の違反を補正するを要する。

第二目 上級監督の任務に於る裁判所としての權限

A 刑事訴訟法第二百三十五條に因る權限

(七七二) 第二百三十五條によると、如何なる事件に於ても控訴院は既に豫審か判事に依つて開始せられたると否とを問はず職權を以て起訴を命じ書類を提出せしめ取調を爲し又は爲さしめたる上相當の決定を爲すことを得る。但しこゝに控訴院なる言葉は單に重罪移審部を指すもので、同條は尙右の管轄移轉の權限は同部の重罪公判に付す可きや否やの決定未だなき限り之を爲し得るものなる旨附加してゐるを以てしても明かである。

(七七三) 重罪移審部は第二百三十五條により著しい權限を附與されてゐる。何となれば、實際に於てフォルが立法議會に於る理由書中に述べたる如く、重罪にして處罰を免がるゝものなからしむるた

めに必要な一切の手段を同部に與へようとしたものである。併乍ら同部がその権限を行使するためには、先づ第一の告訴を受理し、その中に新しい告訴の出発點を發見するのでなければならぬ。同部はその受理せる事件に關係せざる事項に付き職權を以て審理を命ずることは出来ない。かゝる権限は一八一〇年四月二十日の法律第十二條の條件により構成せる聯合部のみに屬するところである。

(七七四) 重罪移審部が事件を受理せる方法の如何はもとより問題ではない。之を判例について見るに、被告等を訴追するの事由なしといふ評議部の決定に對する私訴原告人の抗告に付き、重罪移審部が豫審のやりなほしを命じたところ、その結果最初の起訴に含まれない者に對する證據が現れ、其他の被告人と共に重罪法院に移されたが、此決定に對する上訴ありたるも棄却されてゐる。又第三百三十三條による豫審判事の移送の決定によつて事件を受理した重罪移審部は審理中に、未だ何の嫌疑を受けなかつた者によつて犯された輕罪の重大なる徵憑を得た。よつて同部は之を輕罪裁判所に移送したが之に對する上訴は棄却された。最後に同部は管轄移轉の理由を以て、檢事長の請求により事件を受理することが出来る。

(七七五) 第二に重罪移審部の権限は次の場合に限られてゐる。

- 一、其管轄内に起りたる事件、若くはそれに關係せる事件。
- 二、刑法の違反を構成する事件。従つて同部は檢事長に對し懲戒起訴をなすことを命じ、又は被告人を密室に勾禁せる理由について調査を命ずることは出来ない。

(七七六) 第三に第二百三十五條は未だ訴訟手續に裁判の下されざる限り之を適用し得るものにして、右の裁判は所定の方式及び期間に於て抗告をなすに非ざれば之を尊重せねばならない。かくの如く重罪移審部は、同部への移送を受けず、豫審判事の免訴の決定を受けた被告人を以て犯人と思料する事件のため同部へ管轄移轉をなすことは出来ない。管轄移轉は新の證據のなき限り不可能である。但し新の證據ありたる場合管轄移轉の言渡をなしたる後は、第二百四十八條に従ひ直ちに新に豫審を行ふ可き決定をなすを要する。然らざる時は無効である。同じく又重罪移審部はその訴追せんとする事件につき、既に被告人を輕罪若くは違警罪裁判所に移送するの決定あり、重罪を以て重罪移審部に移送せざりしに拘らず何等抗告なかりし時は、此事件の管轄を同部に移轉することは出来ない。一八五五年四月十三日の破毀院刑事部の判決を以て右の見解に相反するものとなすは誤りである。右の判決は重罪移審部を以て、二名の婦人を強姦罪及び姦淫罪の共犯者として重罪法院に移送し得るものとなしたもので、豫審判事が右の婦人を未成年者に對する常習淫行勸誘として輕罪裁判所に移さんとしたものとは事件を異にするのである。

(七七七) 併乍ら豫審判事が一名の民間被告人に付き免訴の決定をなし、二名の軍籍被告人に付いては管轄違の宣告をなした事件に於て、破毀院は軍人に關しては、重罪移審部は移送を受けず、又被告人が抗告中に含まれざるため之を受理せず、その後も第二百三十五條に因る管轄の移轉なきため、軍籍被告人を訴追に含め、之に付いて判決することは不可能であつたとしてゐる。

(七七八) 最後に重罪移審部は重罪公判に付するや否やの決定若くは抗告に關する決定を未だ與へてゐないことを要する。同部の裁判權はこれに對し一度決定を與へた時を以て終る。

(七七九) 以上の諸條件の満足さるゝ時は、重罪移審部は檢察官の請求により若くはその請求に反してもその職權を以て同部に管轄の移轉をすることが出来る。

B 刑事訴訟法第二百五十條に因る權限

(七八〇) 檢察長が輕罪又は違警罪事件の毎週の報告中に、それより重き性質の事件あることを發見した時は書類の提出を命じ、必要と思料する時は直ちに重罪移審部に請求をなすものとなす第二百五十條の規定は、豫審手續の進行を監督する使命の爲めに設けられたものである。

(七八一) 第二百五十條の場合には輕罪及び違警罪裁判所が事件を受理し未だ判決しない場合である。同條は檢察長に對しては、一定期間經過の後には刑事裁判所の判決に對し上訴をなすの權限を與へず、右判決の上訴方法に關する規定を變更することは認めてゐない。若し檢察長が性質上事件が他の管轄に屬す可きものと思料し、犯罪の重大性とその錯雜との理由を以て、輕罪裁判所が直接受理す可からざるものとする時は、檢察長は報告書を受取りたるより十五日以内に書類の提出を命ずることが出来る。右の期間は必須にして、即ち檢察長の命令は、その檢事局に送致せられたる時未だ裁判所は判決をなしてゐないといふ條件の下にのみ執行され得るものである。書類の審査後、右の裁判所に於て手續を續行するの要なしと思料する時は、書類を受取りたるより更に十五日以内に「適當と思料する請求」を重罪

移審部に爲すのである。

(七八二) 重罪移審部は右の請求に對しては「相當の決定をなす」ものにして、同部は従つて第二百五十條に因り裁判所の繫屬を離し、第二百三十五條により管轄の移轉をなすことが出来る。然る時は重罪移審部は三日以内に決定をなすを要する。但しこれは必須の期間ではない。

刑事裁判所の構成及管轄

ポール・キユツシユ著　ダロオ發行

「刑事法提要」抄譯

ポール・キユツシユ著　ダロオ發行　一九三二年版

「刑事法提要」抄譯

刑事裁判所の構成及び管轄

第一章 刑事裁判所の構成

(三五八)「裁判所の分類」 刑事裁判所は之を二つの異なる見地より分類することが出来る。

(一) 先づ第一に普通法の刑事裁判所、即ち重罪法院、控訴院、輕罪控訴部、輕罪裁判所、違警罪裁判所がある。原則として重罪犯人は重罪法院、輕罪犯人は輕罪裁判所、その控訴に於ては輕罪控訴部、違警罪の犯人は違警罪裁判所、之を管轄し、従つて以上の刑事裁判所は之を普通裁判所といふことが出来る。次いで、法律によつて特に定められた或種の犯罪若くは犯人の爲めの特別裁判所がある。即ち少年裁判所、軍法會議、高等法院之である。少年裁判所に就いては既に述べた、軍法會議及び高等法院の研究はここに割愛する。

(二) いま一つの見地よりすれば、刑事裁判所は之を豫審裁判と公判裁判に區別することが出来る。豫審裁判の任務は犯人を捜査し、證據を蒐集し、其證憑を以て犯人を公判に付するに充分なりや否や

を判定するにある。尙違警罪に於ては豫審を設けず、之に反して重罪事件にありては豫審を不可缺となし、輕罪事件に付ては任意となつて居る。但し十三歳より十八歳の未丁年犯人に對しては豫審は常に之を必要とする。

以下の刑事裁判所の構成に關する研究は第二の分類に依るものである。

(三五九)「豫審裁判」豫審裁判には下級上級の二つあり、一は即ち豫審判事にして他は控訴院重罪移審部之である。

豫審判事—豫審判事は輕罪裁判所に於る本官の判事若くは判事補にして、大統領令を以て豫審を委任された者である。豫審の委任は原則として三ヶ年の任期を以てするが、實際には豫審判事は三年の満期後も其職にあり、新たな敘任は行はれない。委任は大統領令を以て取消することが出来る。

通常一つの郡に一名の豫審判事あり(判事の定員減少の輕罪裁判所は豫審に關しては同縣の完全なる定員を有する他の輕罪裁判所に併合されるを以てこの場合は例外、輕罪裁判所は一郡に一つ)パリ其他主要都市には二名以上を置いてゐる。法規上豫審判事の分擔事務を定む可き者は裁判所長であるが、實際に於てその権限は檢事にある。思ふに檢事局に依る判事選擇は政策的性質を有する事件に於て疑惑を招く因となるを以て、此慣習は好ましくならず、屢々論議されたところである。(豫審判事任命の大統領令も事實上檢事局長官の指名の確認に過ぎず、輕罪裁判所長、控訴院長は殆ど完全に其権限を拋棄してゐる。譯者)

重罪移審部—重罪移審部は部長共三名の部員より成る控訴院の一つの部である(一九一九年四月二十八日法律第二條を以て改正の一八八三年八月三十日法律第一條)同部の判事は又同時に他の部に於て各々職務を行ふ。重罪移審部は毎週一回集合するを要する。

(三六〇)「公判裁判」—違警罪裁判所—同裁判所は一名の治安判事を以て構成する。同一市町村に二名以上の治安判事ある時は交代に違警罪裁判所の職務を行ふ。(刑訴一四二)

治安判事は刑事事件に關する職務に於ては治安判事補を以て代理せしめることが出来る。

違警罪裁判所の書記は治安裁判所書記が之を行ふ。同一市町村に二つ以上の治安裁判所ある時は違警罪裁判所の爲め特別の書記一名を置く。

輕罪裁判所—一つの部のみより成る始審裁判所にありては、同部は毎週その數日を輕罪裁判所として開廷する。又若し二つ以上の部より構成する時は、その一部を以て輕罪部とし輕罪事件を擔當せしめる。書記の職務は始審裁判所書記を以て之に當てる。

輕罪控訴部—輕罪裁判所の判決に對する控訴は控訴院に之を提起する。控訴院が一部のみより成る時は幾日かを輕罪控訴部として裁判する。又若し二つ以上の部より構成する時はその一部を以て控訴審を擔當せしめる。書記の職務は控訴院の書記之を行ふ。

重罪法院—各縣には一つづつの重罪法院がある。但し之は常設裁判所ではない。刑訴第二百五十九條に依ると重罪法院は三ヶ月毎に開廷する。但し之は通常開廷であつて、必要ある時は特別開廷を

爲すとも出来る(バリ)にあつては特別開廷が原則となつてゐる。開廷期は十五日以上繼續し得ない。重罪法院は上述の諸裁判所と異り二つの要素より構成されてゐる。即ち一は司法官より成り同法院自體を構成する職業的要素にして、他は陪審を構成し陪審員と呼ばれる市民の一團である。重罪法院は三名の司法官より成り、中一名は裁判長、二名は陪席判事である。三ヶ月毎の開廷には、通常裁判長の職務は同院所在の縣を管轄する控訴院長に依つて指名された判事が之を行ふ。陪席判事は重罪法院開廷の都市にある始審裁判所判事を以て任じ、開廷地が同時に控訴院所在の都市なる時は同院判事を以て之に當てることが出来る。陪席判事も亦控訴院長の指名に依る。

第二章 刑事裁判所の管轄

(三六三)「管轄の分割」豫審と公判に關しては管轄の法規を別々に研究するの要はない。事物の管轄に就ては豫審判事は、重罪事件は必ず之を受理し、輕罪事件に於ては任意、違警罪事件は受理することなしと云へば足りる。但し右は取調により情狀の明かとならざる以前に於て推定せる犯罪の輕重を以てするに過ぎない。

第二審の裁判所たる重罪移審部にありては、重罪事件に於る參與は不可缺。之は重罪法院が重罪移審部によつてのみ事件を受理するが爲めである。もとより同部は豫審判事の取調が済み、その終結を見た後に於て始めて參與する。又豫審に付したる總ての事件に於て、豫審判事の決定に對する控訴方

法即ち「抗告」は重罪移審部に於てなされる。

場所の管轄に關しては、豫審をなし得る重罪及び輕罪事件に於ては同一の規定が豫審及び公判の兩方に適用され得る。

以下我々は公判裁判所のみにつき更に研究を進めたい。それには先づ各裁判所特別の管轄法規に付き調べ、次いで共通の法規に及ぶことにする。

第一節 各公判裁判所特別の管轄法規

(三六四)「違警罪裁判所」本裁判所は原則として總ての違警罪を裁判し、例外として特種の輕罪をも裁判する。(例へば動物に關する衛生警察の違反——一八八一年七月十七日法律第三十四條)

此例外的管轄は一九二六年十一月五日の大統領令によつて擴張され、同法律は違警罪裁判所判事に對し單なる罰金刑を以て罰する幾つかの輕罪をも管轄せしめた。(鐵道警察の違反、但し再犯の場合は之を除く。狩獵法、河川漁業法違反中、外國人の登録の申告若くは登録證書の檢印なき場合、其他、同大統領令第四條)

此等の輕罪に關しては、管轄を除いた其他の制度には何等變る所がない。即ち公判手續、再犯、執行猶豫、有罪判決に因る無能力、犯罪人名簿登録等に關しては、輕罪事件に適用する規定に従ふ。

更に又十二月二十八日の大統領令は、一般交通の違反に關する縣行政裁判所の權限以下の事件を違

警罪裁判所判事の権限とした。

事物の管轄に就いては以上の如くである。

場所の管轄に關しては刑事訴訟法第三百三十八條が甚だ簡明な規定を設けてゐる。其管轄は只一つ即ち違反のありたる區の治安判事の管轄がそれである。

(三六五)「輕罪裁判所」事物に關しては輕罪裁判所は第一審の輕罪及び違警罪裁判所の判決に對する控訴審の違警罪を管轄する。例外として十三歳より十六歳までの未成年者の重罪で、成年者の共犯若しくは共同正犯なき場合は、輕罪裁判所が之を管轄する。此場合少年裁判所の特別形式に従ふ。又之に反し重罪法院の管轄に屬する輕罪も存在する(出版に關する或種の輕罪)。

場所に關しては、犯罪地、犯人居住地、又は其逮捕地の輕罪裁判所が管轄することを得る。此三重の管轄は法律により豫審判事及び檢事(輕罪裁判所檢事局長官)に對し規定されたところのものである。從つて又右の管轄は、此等の官吏によつて事件を受理し得可き各裁判所にも適用し得る。(刑訴二二六三)輕罪事件に於ては、行政官又は司法官の或者に對しては管轄の免除が存在する。然る時の輕罪の第一審は控訴院に於て之を行ふ。(刑訴四七九、四八三)

(三六六)「輕罪控訴部」此裁判所は其所屬する控訴院管轄内の輕罪裁判所の判決に對する控訴のみを受理するを以て、其事物及び場所の管轄に關しては何等困難を伴はない。

(三六七)「重罪法院」事物に關しては重罪法院は重罪のみ管轄し、例外として出版に關する二三の輕

罪をも裁判する。場所に關しては、輕罪裁判所に關し前述した三重の管轄裁判所が受理裁判する。但し此管轄に關する法規は特に重罪法院をして事件を受理せしめ得る官吏裁判所に適用されるものである。之は一度裁判所が事件を受理した上は、懲罰又は被害者の利益の點に就いて完全な裁判権を行使して之を裁判するのが原則となつてゐる爲めである。懲罰の點に就いては刑事訴訟法第三百六十五條第一項が次の如く規定してゐる。「重罪法院に移されたる事件が法律の禁ずるところなる時は、重罪法院は辯論の後事件が其管轄に屬せざること明かとなりたる場合と雖も法律の定むる刑を言渡すべし。」

民事上の利盛の點に就ては、無罪の場合に於いても損害賠償の訴に付き判決する権限を重罪法院に附與した前述の刑事訴訟法第三百六十六條の規定を想起すれば足りる。

かゝる完全な裁判権は二つの理由により説明し得る。その一つは既に注意したところであるが、一刑事訴訟が既に長期に渡り、費用も嵩み且つ徹底した豫審を経てゐる時は、強ひて檢察官若しくは私訴原告人に訴訟手續の再施を要求せしめることを欲しなかつた理由に因る。

第二の理由は、刑事裁判が民事裁判と同じく佛蘭西國民の名に於て下さるゝものなる故、國民の意志たる公民の一人がゐる一裁判所の管轄を限定することは出来ないと思へたことである。従つて原則上、既判権を得た重罪移審部の決定により事件を受理した重罪法院は、既に先決的抗辯が

保留されてゐる以上、自己の管轄に就いて審理することは出来ない。

(三六八)「重罪法院及び陪審の夫々の権限」重罪法院は二つの要素より成るを以て、其各の権限に就いて研究する必要がある。

一般に、刑事訴訟に於ては三つの大きな問題が存在する。即ち一、公訴は之を受理す可きや。二、被告人は有罪なりや。三、如何なる刑を之に適用す可きや。

其第一と第三は法院に屬し、第二の解決は陪審に屬してゐる。大革命時代の立法者は法の問題を以て法院に、事實の問題を以て陪審に夫夫充てようとして考へたのである。併しながら之は甚だ速断に失した考へで、實際には、法院が刑の適用に付き判決を爲す時は、明かに事實の酌量に依つて刑の輕重を決するものにして、又陪審に付せられた問の中には、事實と法律の混同を避け得ない場合が往々にしてあるのである。

例を挙げれば、窃盜が公用道路に於て犯された情狀に因り刑の加重される場合、刑法三八三陪審は該道路が果して公用道路なりやの問、即ち法律の問題に答へるを要する。

豫審

(三七八)「定義」審理は被告人の犯罪及び有罪の證據を蒐集する刑事訴訟上の一段階である。謂ふ所の審理が行はれるには先づ刑事訴訟の提起あり、次いで刑事裁判所が之を受理するを要する。即ち

審理は訴を必要とするものである。

事件の簡單なる場合は、公判裁判に於て充分審理を逐げ得るも、其他の時は審理の特別裁判權に依つて審理(即ち豫審)が行はれる(第一審は豫審判事、第二審は重罪移審部)。重罪事件にありては常に豫審判事に依つて指揮、決定を受けた審理の豫備手續が存在する。輕罪に於ては事件が簡單ならずして、檢察官の直接の呼出を以て直ちに輕罪裁判所に送致するを得ない場合に限り豫審を行ふ。即ち豫審は任意である。違警罪事件に於ては豫審は存在しない。(審理 *ins'truction* は豫審判事、重罪移審部の謂所豫審と公判に於る審理とを含むも、單に豫審の意味に用ひられる場合が多い。譯者)

以下主として此豫審に就き研究することとする。尙又時に應じ公判の審理に就ても二三補足的説明を試み度い。

先づ研究を二分する。豫審の重なる任務が證據の蒐集にありとするならば、第一に刑事事件に於ける證據の制度に就き説明をなすのが至當であらう。

次いで我々は豫審手續に及ばう。

豫審手續

第一章 豫審判事による重罪及び現行

犯ならざる輕罪の豫審

(三九七)「豫審手續の一般的特性」十九世紀初頭に於る我刑事法制の原案に於ては、糾問訴訟より直接範を得た豫審を以て秘密書面非對審の段階となし、公開口頭對審たる本審を以て之に討立せしめた。豫審手續の三特性に關する前述の一八九七年十二月八日の法律の重大な改革後は、特性の一たる書面手續をのみ残すことゝなつた。但し此特性は完全に殘存してゐる。蓋しかくならざるを得なかつたのである。豫審判事は只一名の書記と共に職務を行ふ爲め、その檢證し聽取した所を録取する必要ありたる理由に因るものである。豫審判事が書記に作製せしむる訊問、供述及對質の調書は必要に應じ、書面審理をなす重罪移審部にとり不可缺の書類となるものにして、同時に又、次いで事件を受理する公判にも甚だ重要な參考資料の源となるものである。

密行及び非對審の二特性は現今に於ては其一部分のみを保存してゐる。一八九七年十二月八日の法律は、被告人の辯護士に對し豫審廷の戸を排し、一九二一年三月二十二日の法律は、私訴原告人の辯護士に對しても亦戸を開いた。即ち兩辯護士は訊問及び對質に立會ひ、豫審判事の許可を得て發言することが出來、この制度により訴訟手續は對審の性質を帯びるに至つた。又兩辯護士は各訊問の前日書類の覽をなすことが出來、此制度によつて同じく訴訟手續は密行性を失ふに至つたものである。

(三九八)「手續の區分」豫審の通常手續の研究は六つの部分に分けられる。

- 一、豫審判事の受理
- 二、被告人に對する豫審判事の權限—命狀—未決勾留—保釋

三、豫審中被告人及び私訴原告人に與へられたる保證

四、證據の蒐集—受託裁判事務

五、豫審の無効

六、豫審の終結

第一節 豫審判事の受理

(三九九)「起訴と豫審の分離」現今に於ては舊制度と異り、次章に述べる現行犯の場合を除き豫審判事が直接事件を受理することは出來ない。即ち請求を待つて始めて受理するものである。請求は既に述べた如く二つの方法がある。最も普通なるは檢事の訴訟手續開始の請求に依るものにして、他は被害者が私訴原告人たることに依つてなす告訴である。一度受理した上は、豫審判事は請求書又は告訴狀に指定せる以外の事實、人物に迄取調を及ぼすことが出來る。豫審判事は自ら欲するところに從つて訴訟手續を主宰する。即ち事物に就いて (in rem) 受理するものである。此事物上の受理は、犯人不明にして豫審判事が某 X に就いて取調を請求せられた時は特に顯著である。後述する如く決定に對しては重罪移審部に抗告することが出來る。

第二節 被告人に對する豫審判事の權限—命狀—未決勾留—保釋

(四〇〇)「豫審に於る被告人出頭の必要」原則として被告人の訊問を爲し得ない時は豫審は行はれない。被告人は訊問を受けて自白をなすことが出来、自白は被告人に對し證據となる。若し自白をしない時は自己に對して蒐集された證據に付き辯論をなす。其辯論は證據の價值を決するものである。依つて豫審判事は有利と思料する時は自由に被告人を出頭せしむることが出来る。従つて被告人の闕席若くは逃亡に依り豫審の圓滑なる進行を妨げらるる恐れある時は、豫審判事は其出頭を強制する方法を用ひ、強制方法は被告人の自由の剝奪に迄及ぶことが出来る。かゝる時之を未決勾留と云ふ。

此強制は數種の令狀を以て、必要なる程度に於て之を執行することが出来る。

(四〇一)「令狀」令狀は被告人の出頭、留置若くは未決勾留を確實ならしめる爲め、豫審判事より被告人又は公力の受託者に發する命令である。例外として此等の令狀は檢事(現行犯の場合)又は知事(刑訴第十條適用の場合)に依つて發せられることを得る。令狀は重罪、輕罪の場合に限り、違警罪の場合にありては之を用ふることは出来ない。令狀に四つあり、之を二つづゝ二種類に分けることが出来る。

一、 召喚狀、勾引狀

二、 勾留狀、收監狀

第一類は被告人の出頭を確實ならしむるに止り、第二類は被告人を未決勾留の狀態に監置するものである。

總ての令狀には一、之を發する司法官の名前と官名を記し、二、該司法官の署名捺印をなし、三、日附を記入し、四、被告人を出來得るだけ明細に指示するを要する(刑訴第九十七條)。令狀は佛國共和國の全領土に於て之を執行することが出来る(刑訴第九十八條)。

以上其通則を述べたが次に個々の法規に就いて述べる。

(四〇二)「第一類の令狀」

召喚狀—召喚狀は被告人に對し、出頭の日、時間、場所を指定して發する招致狀である。法規上招致の理由は令狀に記載しない。令狀は執達吏若くは公力を有する者が本人に送達し、その寫を渡す。原令狀は送達せる旨を記入し豫審判事に返還する。

本令狀は送達の吏員に對し其他の如何なる強制手續も取る權限を與へない。従つて此令狀は被告人をして告訴を知りたる後逃亡により之を忌避することを得しめる恐れがある。召喚狀は秘密にしていはゞ損害を與へない性質のものであるが、總ての事件、總ての人物に對し、例へ重大なる重罪の場合に於ても之を用ひることが出来る。(一八六五年七月十四日法律改正の刑訴第九十一條)

勾引狀—勾引狀は執達吏又は公力を有する吏員に對し、令狀を渡したる後被告人を訊問の爲豫審判事の許に引致せしむる命令である。召喚狀と等しく本狀も亦法規上嫌疑の理由を記載しないが、一八九七年十二月八日の法律以來、兩令狀には被告人が訊問を受ける事件に就き簡單に記す習慣となりつゝある。

勾引状は被告人の抵抗する場合に強制を用ふるの権限を與ふるものである。其執行が常に憲兵に委囑される所以である。

斯くの如く其職務又は家庭より勾引された被告人は、出來得るだけ速かに辯護さるゝ状態に置くを要する。若し被告人が令状を發した豫審判事の郡内又は豫審判事の居る町より十萬メートル内に於て逮捕せられた時は、直接被告人を該判事の許に引致せしめ、然らざる時は被告人の逮捕せられた郡の檢事の許に引致せしめる。檢事は本人に相違なきやを訊問せる後送致に同意するや否やを問ひ、同意する時は直ちに判事に送致の手續をとる。若し拒否する時は該判事は右の訊問の調書を受取り同時に檢事の意見を聴く。若し豫審判事が逮捕された人物を以て勾引状の目的たることを認め、且つ逮捕地の檢事になし得る陳述にては其無罪を明白に證明し得ずと思料する時は、被告人送致の決定をなすものにして、其決定は必ず執行を要する。

勾引状は總ての事件に就き、例へて起訴を受けた犯罪が禁錮の刑に該らざる輕罪にありても之を用ふることが出来る。但し此場合には被告人が召喚に應ぜざる時に限り勾引状を發する。

召喚状、勾引状の効力に就いては豫審に於て被告人に與へられた保證の研究の時之を述べる。此等の令状の主なる効力は豫審判事をして一定期間内に被告人を訊問せしむるにある。この義務は明かに被告人に對して確保された保證の一をなすものである。

こゝに注意すべきは召喚状、勾引状のみが被告人の訊問に當る豫審判事の許に引致し得る唯一の方

法に非ざることである。不拘束の出頭(召喚状)及び司法上の逮捕(勾引状)の他に、行政上若くは警察上の自發的逮捕もなし得る。此場合も亦被告人を豫審判事に引致するの結果に至るもので、直接ならざる時は少くも治安判事又は檢事の如き司法官を経て之をなすのである。右の逮捕の権限は輕罪現行犯の場合、田園看守、林森看守に見るところである(刑訴第十六條第四項、林森法第六十三條)。又重罪の現行犯の場合に於ては公力の寄託者若くは總ての者に(刑訴第六百六條)認め得、刑事訴訟法第六百六條は判例により輕罪の場合にも適用される。右の簡明な例を以てするも自發逮捕の範圍が廣く、餘り明確な限界の恐らく存しないことを立證するに足りる。

(四〇三)「第二類の令状」
 勾留状—勾留状は公力を寄託せられたる者に對し、被告人を輕罪未決監に引致せしむる令状にして、被告人は新たに命令のある迄留置さるるものである。本令状は被告人の逮捕をも含み、又其命する留置は、勾留期間の點より假の性質を有するものと考へられる。
 收監状—本令状は同時に逮捕と未決勾留とを命じ、勾留には假の性質を附與しない。形式の點よりすれば先づ檢事(輕罪裁判所檢事局長官)の賛否何れかの意見がある可きもので、その意見は令状に記載される。

更に又收監状は起訴の理由たる事件及び適用條文を記載する。最後に本令状は逮捕をなす公力の吏員のため、逮捕の褒賞を受けしめる。

こゝに、如何なる理由を以て豫審判事が未決勾留を命ずる爲めに二つの令状を用ふるかの疑問が當然生ずる。之は一變則で、舊制度の先例を以て説明し得る。(但し之を以て當を得た制度とは看做し得ない。)被告人を豫審判事の許に引致する爲めの召喚状、勾引状のほかには、共和四年の霧月三日の法典は被告人を未決勾留する爲めの令状として收監状のみを豫定してゐる。勾留状は共和九年雨月七日の法律の創設にかゝり、同法律に従ふと此令状は特に檢察官の代理者に依つて用ひらる可きものにして、當時田舎では掠奪、追剥の難多く、ためにかゝる犯人を抑壓する目的で之に新たな武器を與へんとしたものである。刑事訴訟法は他の三令状と共に之を採用したるも、その適用範圍を明確にせず、その結果收監状及び勾留状の用ひられる範圍の限界は専ら慣習によつてゐる。

實際には豫審判事は被告人が其處分を待つ状態にある時にして(不拘東出頭、司法又は行政上の逮捕の後之を未決勾留するを可と思料する時)勾留状を用ふる。

收監状を發する時は被告人の逃亡した場合のみである。

事實勾留置状は收監状より費用少く且つ形式の點についても簡便で、之には別に收監状に於る如き檢察官の意見を要しないため、未決勾留の運用が容易である。

此等の二つの令状の効力は、特に一八六五年七月十四日の法律を以て、收監状を勾留状と同じく取消し得るものとなして以來殆ど同一となつたところである。その主なる効力は被告人の未決勾留を確實にするにある。

(四〇四)「未決勾留」未決勾留は次の諸點より見て有益である。

一、對審、對質の際豫審判事は直ちに被告人を呼出し得る。

二、被告人をして徴憑の湮滅、偽證人の教唆等に依り豫審を妨害せしめざること。

三、逃亡により言渡されたる刑の執行を逃れしめざること。

未決勾留の利益は以上の如く大きい。立法者が個人の自由の保證よりも懲罰の一般利益の方を尊重してゐた時代には、未決勾留を以て原則とし、保釋を以て例外とせるは理解し得るところである。(事實一八〇八年の法典の制度はこの如きものであつた。今日に於いては正に事情が逆轉し、豫審判事は最も重き犯罪、最も危険な重罪に於いても未決勾留を爲さざる絶対の自由を有し(刑訴九四第一項、第三項)又未決勾留を命じ得る場合は法律により限定され、原則上普通法は保釋となるに至つた。只實際に於て未決勾留が屢々用ひられるやうに、充分廣範な場合を規定してゐることに留意す可きである。刑事訴訟法第九十四條は豫審判事をして、事件が禁錮又はそれ以上の刑に該る時は常に被告人を未決勾留になし得る權限を附與してゐる。但し後述する如く、未決勾留を命じたる後豫審判事は如何なる時と雖も之を無期間に留置するを得ず、場合に依つては數日經過後之を當然保釋す可きものである。之は保釋に普通制度の性質を附與する。

(四〇五)「未決勾留の制度」刑事訴訟法第六百三條の規定に従へば、未決勾留に處せられた者は之を輕罪未決監若くは重罪未決監に勾留し、二八七五年六月五日の法律に依れば、晝夜共に獨居となす規定

である。併し此等の規定の適用さるゝこと稀なるは我々の知るところである。第一に輕罪未決、重罪未決の特別なる監舎なきこと、其代りをなすものは各縣の監獄である。各縣、郡の首邑にあり。又縣監獄の大部分に於ては一八七五年六月五日の法律は行はれず、重罪、輕罪何れの被告人も之を隔離することが出来ない状態にあり、縣監獄より分離せる監舎を與へ得れば上々の有様である。

未決勾留の被告人は豫審判事の許可を得て之と接見することが出来る。被告人は又信書を發することを得る。但し監守長の監督を受け、且つ辯護人に宛てたるものを除き豫審判事の閱讀を受くる必要がある。被告人は又補充食物を買ひ若くは外部より之を買入れ、喫烟し、又は費用を拂ひ特別の監房を占むることが出来る。之を自費獨房と云ふ。被告人は作業に従はず。若し作業を爲す時は收益の七割を工錢として之に支拂ふこととなつてゐる。

此未決勾留の制度に於ては特に交通の禁止(舊接見授受禁止)を爲すことが出来る。交通の禁止は未決勾留が普通制度の下にある監舎にのみ之を施行し得るものにして、其時は被告人は獨居とする。(必要ある場合は懲役監に拘禁する)。交通の禁止は辯護人以外の接見を許さず、右禁止は豫審判事の決定を以て之を宣告するものにして、十日の期間を越えることを得ず、更新は一回限りとする。

(四〇六)「未決勾留の期間」一度決定ありたる未決勾留は、勾留状若くは收監狀取消の決定を以て之を停止することが出来る。但し右の決定は檢察官若くは多くの場合被告人の請求を俟つてなされる。如何なる場合に於ても檢察官は常に其意見を申立る義務を有する。

保釋するに就いては豫審判事は被告人に對し保證をなさしめることが出来る。保證の必要ありや否やは一に豫審判事の裁量にあり、保證額の査定も亦其權限に屬する。

最後に法律を以て未決勾留の期間を限定してゐる場合がある。刑事訴訟法第百十三條は次の三つの條件が合した時は、未決勾留は五日以上を越ゆるを得ずと規定してゐる。

- 一、法律に定むる刑が禁錮二年以下。
- 二、被告人が住居を有すること。
- 三、重罪の言渡又は一年以上の禁錮の刑を受けたることなきこと。

この如き狀況に於ては被告人が訴追を忌避するの恐れは全く存しない。保釋は當然認めらる可きものにして、保證を俟つて始めてなさるゝ性質のものではない。

(四〇七)「豫審終結後に於る未決勾留」豫審判事が豫審の終結と公判裁判所に被告人移送の宣告をなした場合は、以後被告人は釋放される。然らば被告人が未決勾留の状態にある時果してその保釋は可能であるか。永い間我法制は此問題に原則的解決を與へず、重罪法院に移送された被告人に付き、其事件が次期の開廷に移された場合の如き特別規定の他は何等の一般的規定を見なかつたところである。今日に於ては一九一二年十一月二十五日の法律及び一九一七年十二月二十二日の法律の改正を経た刑事訴訟法第百十六條が一般的規定を設けてゐる。之を要約すれば次の如きものである。(第百十六條は一九三三年二月七日の法律を以て改正、尙保釋に就ては個人の自由に關する右の法律を以て著

しい改革あり。第百十三條以下を参照せられ度い。譯者）
 公判裁判に事件の移された時は、保釋の決定をなすものは同裁判所で、保釋は訴訟手續の進度如何に拘らず總ての被告人、(豫審中の被告人、若くは重罪、輕罪、違警罪に付き公判中の被告人)が之を請求し得る。

又公判裁判に事件の移送なき時は(例、重罪法院の閉廷期にある時、又は手續が破毀院に移された時)保釋の請求に付き決定をなすものは被告人が未決勾留せられたる裁判所の管轄控訴院の重罪移審部である。

(四〇八)「保釋の取消」保釋は其名が示す如く假の状況で、之を許容した當局は若し新たな重大なる状況の爲め必要となりたる時は(刑訴一一五保釋)を中止することが出来る。勾留状若くは收監狀の取消を宣告した豫審判事は更に新たな令狀を發する完全なる権限を有し、保釋を得たる被告人が豫審判事の召喚に應じない時は特に此手續に依るものである。

通常、重罪の訴追に於て被告人が重罪移審部の決定まで保釋の状態にある時、同部が重罪公判に付するの決定を爲す場合は、同決定は「逮捕命令」をも含むものなる故被告人は未決勾留となる。(刑訴一二六、二五二)併し乍ら刑事訴訟法第百十六條を改正せる一九一七年十二月二十二日の法律以來、此逮捕を中止せしむる爲め更に新たな保釋請求をなすことが出来る。但し重罪移審部が公判に付するの同一決定を以て保釋に付き決定を爲し得るやは問題である。判例は之を否定し、二つの別個の決定を必要と

なしてゐる。

(四〇九)「二期に於る未決勾留日數の算入」未決勾留は、刑事訴訟事件の豫審が常に時間を要し、且つ最初の出頭に於て被告人の取調を完了し得ざるが普通なるために生ずる止むを得ない苦痛である。こゝに此苦痛は被告人が有罪の判決前に受けたるものにして、嚴密にいへば當時に於て被告人は無罪なるものと看做されねばならない。

依つて刑の言渡の場合、未決勾留日數を刑期に算入して、苦痛の賠償を保證するにある。もとよりかかる思想は極く輓近のもので、刑法第二十三條及び第二十四條をこの主旨によつて改正せる一八九二年十一月十五日の法律に由來するものである。

法律に採用されたる制度は次の如くである。即ち算入は當然認められる可きものであるが、豫審判事は理由を附したる特別の處分を以て算入をせぬ決定を爲すことが出来る。算入は重罪、輕罪の自由剝奪刑にのみ之を行ひ、罰金刑には行はれない(二三)の外國の法制に見る如く、かくかくの賠償額とかかくの禁錮期間を等値となす方法を以て。

未決勾留の日數は其一部に付てのみ本刑に算入することも出来る。

判事は稀に算入をなさざる権限を用ふることもある。之は或種の犯人が、未決勾留といふ最も寛大な制度の下にあつて受ける刑期を延引せしむる目的で、上訴方法を反復する場合、其刑期の計算を容易ならしめる便がある。

但し例外として、上訴方法が被告人に依つてなされたるものに非るか、若くは被告人に依つてなされたるも、其結果刑の軽減を得たる場合は、此上訴中に於て受けた未決勾留期間は必ず本刑に算入する。

第三節 豫審中被告人及び私訴原告人に與へられたる保證

(四一〇)「豫審手續に於る糺問式に對する反動」豫審手續の密行、非對審性に反對する輿論の動きが顯著となつたのは、特に十九世紀の後期より三十年間のことである。思ふに此の運動の起因は豫審裁判官の職權濫用にあるのではなく、職權の濫用は極く稀れで、かゝる場合常に懲戒を以て處分されて來てゐるところである。一八九七年十二月八日の法律を以て一步を踏出し、勝利の一部を勝得た個人の自由保證に關する戦は、糺問訴訟とは相容れない個人主義的且つ自由主義の傾向に源を發してゐるのである。

(四一一)「被告人に與へられたる保證」この保證は、被告人が最初の訊問を受く可き期間、最初の出頭的方式若くは辯護人の豫審に於る立會に因つて生ずる手續上の變更等の諸點より考究することが出来る。

(四一二)「最初の訊問が行はる可き期間」召喚狀—被告人が召喚狀を受けた時は直ちに訊問を受ける。(刑訴九三)出頭の期日、時間を定めた豫審判事は其時の爲め時間をあけておかねばならない。

勾引狀—勾引狀を發する場合は豫審判事は豫め被告人の引致せられる日時を知り得ない。そのため引致の時偶々時間に餘裕のないともあり得る。従つて法律は最初の訊問の爲め二十四時間の猶豫を與へてゐる(一八九七年十二月八日の法律改正の刑訴九三)。依つて勾引狀も亦逮捕のみならず短期勾留の權限を用ふる故に、折衷的性質を有つものである。

判事が二十四時間内に被告人を訊問する事を忘れた時は、法律は司法當局に依り出來得る限り速かに訊問をなさしむるため詳細の手續を規定してゐる。右の手續は輕罪未決監の監守長に依つて行はれ、同監守長は遲滞若くは懈怠の場合刑法第二百十條の規定の刑を受ける(刑訴九三第二、第三、第四項)。

勾留狀—本狀は既に出頭せる者又は既に訊問を受けたる者に對して發せらるるを以て、この場は問題外である。

收監狀—一八九七年十二月八日の法律は收監狀に就ては觸れてゐないため、收監狀を受けた被告人には二十四時間以内に訊問する義務及び之に反する場合の刑もこゝには適用されない。

(四一三)「最初の出頭に於る方式」此方式は、被告人が豫審判事の許に呼出される方法の如何に拘らず、之を遵守す可きものである。但し豫審判事又は其名に於て共助事務を以て行動する司法警察官の最初の訊問の時のみ適用される。豫審未だ開かれず、取調の警察期間若くは檢事の公的訊問の中は之に従ふの要はない。

其方式は一八九七年十二月八日の法律が示すところである。

判事は先づ被告人に相違なきやを訊し(姓名、出生地、生年月日、親との關係)被告人の犯罪人名簿を下附

せしむる爲めの必要事項を集める。此理由に依り最初の出頭を屢々本人確證の訊問と呼ばれる。次いで判事は嫌疑の原由を告げ、之に就き陳述を欲するや否やを訊し、併せてその陳述を爲すと爲さざるとは被告人の自由たる可きことを告知する。右の告知は、告知せる旨の調書記載と同様、之を遺漏せる時は無効たる可きの制裁を以て規定されてゐる。

若し被告人が陳述を爲す時は、判事は何等質問を發せずして、之を聽く。右の陳述が嫌疑を解くに足る性質のものならざる時は、判事は被告人に對し、豫審中自ら選定せる辯護人を立會はしめ、若しその選定なき時は職權に依り辯護士會長の選定せる辯護士辯護士會長なき時は裁判所長選定を立會はしめることが出来る旨を告知する。法律には明文の規定はないが、右の告知と調書記載なき時は同じく無効となる。

若し又被告人が辯護士の立會を欲しない時は、右の旨を調書に記載し、判事は他の如何なる方式をも用ひず直ちに、若くはその翌日以後被告人の總ての訊問、對審を爲すことが出来る。辯護人立會の拋棄はもとより決定的のものでなく、被告人は豫審中に於て拋棄を取消し更めてその立會を請求することが出来る。

(四一四)「豫審に於る辯護人立會に因る手續の方式」被告人が辯護人の立會を欲する時は、立會に因つて生ずる結果は次の如くである。

一、辯護人被告人選定若くは官選は自由に被告人と交通し得る。(一八九七年十二月八日の法律第

八條第一項第三項)

二、自ら選定せる辯護士若くは正規の呼出を受けたる辯護士の立會を以てするに非れば、被告人を訊問又は對審することは出来ない。

右の爲め一八九七年十二月十日の通牒は、豫審の書記に對し一定期間中に訊問若くは對審の日時を通知せしむるため、辯護士に書留郵便を發す可きことを定めてゐる。右郵便の受取證は證據として訊問調書に添付する。

三、手續即ち豫審の記録は訊問、對審のある毎に其前日、辯護士に之を閲覽せしめる。辯護士は又豫審判事の總ての決定、少くも管轄に關する性質の決定に就ては一切その通知を受ける。

以上の如く被告人が辯護人の立會を請求する時は豫審手續の秘密性は甚だ稀薄となる。非對審性も亦等しく減殺される。「正規の呼出を受けた」即ち官選辯護士は訊問に立會ふの義務を負ふものに非ず、之は職業上の義務の問題で、之に應ずると否とは其自由にある。若しその立會ふ時は豫審判事の許しを得て發言することが出来る。豫審判事が發言を拒否した時は、如何なる上訴も不可能で、單に拒否の旨を調書に記載する。

辯護人の立會ある時の豫審手續の方式は以上の如くである。右の方式を遺漏する時は無効となる。但し次の場合豫審判事は之を遵守するを要しない。一、現行犯の場合。二、證人危篤の状態にあるか、若くは證憑が湮滅の恐れある爲め緊急を要する場合(一八九七年十二月八日法律第七條)。

尙被告人は一回乃至數回の訊問に限り辯護人の立會を意志表示を以て拋棄することが出来る(一八九七年十二月八日法律第九條第二項)。

第四節 證據の蒐集 共助事務

(四一六)「豫審の指揮に於る豫審判事の自由」豫審の指揮に於ては、證據方法の選擇に於ると同様、眞實の發見の爲めには一切の自由が豫審判事に與へられてゐる。故に第一の豫審處分が必ずしも召喚狀とは限らない事情によつては、判事は被告人の訊問前に證人をして供述せしめ、若くは現地に臨檢して搜索する決定を爲すことが出来る。不明の犯人に對する證據調に於ては、右の手續に従ふ。

右に關する豫審判事の職務は、前述せる刑事事件の證據制度の研究に依つて既に我々の知るところである。

第五節 豫審の無効

(四一九)「如何なる場合に無効となるか。刑事訴訟法及び一八九七年十二月八日の法律の制度に於る不備」民事訴訟法第千三十條は「明文なき無効なし」の規定を設けてゐる。右は又一八〇八年の法典中に含まれる、一般規定なき刑事訴訟手續にも當てはまるところである。一八九七年十二月八日の法律は、其第十二條に無効の制裁を以て遵守す可き一切の方式を限定列擧してゐるを以て、「明文なき無効

なし」の規定を明白に認めたと考へ得る。

併乍ら「明文なき無効なし」の制度は經驗によりその不備を認められたところで、立法者に於て、方式の遺漏が處分の無効を惹起す可き總ての場合を完全に豫測するのは不可能である。従つて立法者が無効たる可き幾つかの場合を規定することを忘れた時は、判例が法律に規定する以外にも無効たる可き場合を認め、かくして立法者の認め得なかつた重要性を有する方式に本體的性質を附與す可きものである。

之は豫審手續上に於て起つたところである。

(四二〇)「法律に規定する無効」之は一八九七年十二月八日の法律第十條に例擧せるものにして次の如くである。「第一條第三條第二項、第九條第二項及び第十條の規定ニ反スルトキハ其處分及ヒソレ以後ノ手續ヲ無効トス。」次に此等の諸規定に就き略述する。

第一條は「豫審判事ハ自ら取調ヲ爲シタル事件ノ判決ニ參加スルコトヲ得又旨を規定してゐる。

第三條第二項は最初の出頭の調書に、豫審判事が被告人に對し陳述すると否とは其自由たる可きことの告知をなしたる旨を附記するの義務を定めてゐる。

右の第三條第二項は辯護士を要求せる被告人が、辯護人なくして訊問若くは對審を受くることを得ざるの原則を置いたもので、右は私訴原告人に於ても亦同様である。最後に第十條は訊問のある前日、被告人及び私訴原告人の辯護人に豫審の記録を閲覽せしむ可きことを定めたもので、又豫審判事の一

切の決定をも此等の辯護人に通知するの規定を設けてゐる。
 (四二一)「法律に規定せられざるも判例に依つて認められたる無効」次の二つの方式に違反せる時は無効たる可きことを認められてゐる。

一、判事が被告人に對し、自選又は官選の辯護士を伴ひ得る旨告知すること、及び告知せる旨を調書に記載すること(但し實際に辯護士を伴はなかつた場合のみ問題となる)

二、第十條の規定に従ひ辯護人に手續を閱覽せしめたる旨の調書記載。

(四二二)「無効の結果」無効は遺漏ありたる調書のみならずその後の總ての手續に及び、公判に付するの決定及び召喚の決定も亦その影響を受ける。(一八九七年十二月八日の法律第十二條)

(四二三)「無効の性質」公的無効の性質を有する第一條の無効事件の判決に豫審判事の参加(以外は、總て被告人若くは私訴原告人の利益の爲めに規定されたもので、その結果は、

一、被告人若くは私訴原告人のみ夫々無効の主張をなすことが出来る。

二、被告人若くは私訴原告人は意志表示を以て無効の主張を抛棄することが出来る。(一八九七年十二月八日の法律第九條第二項に基く判例)當事者が意志表示を以て無効の主張を抛棄せざりし時は檢察官は訴訟手續の嚴正を監視する其使命のため、無効を宣告せしむる權限を認められてゐる。(但し後述する如く豫審判事には無効を宣告する權限はない)従つてかかる時は事件は豫審部の繫屬を離れて他の裁判權が之を受理裁判する。

然らば無効の訴は何時之をなし、又如何にして之を補正するやの問題が生じる。

一八九七年十二月八日法律第九條第二項—留置中若くは不拘束ノ被告人又ハ私訴原告人ハ意

志表示ヲ以テ私選若クハ官選ノ辯護人ノ立會ヲ抛棄セサル限リ其立會ナクシテ之カ訊問又ハ

對審ヲ爲スコトヲ得ス。

(四二四)「豫審中に發見せられたる無効」判例に従へば豫審判事は自ら作製せる調書に就き、一八九七年十二月八日の法律の規定する方式違反の理由を以て無効を言渡すことは出来ない。依つて被告人又は私訴原告人が無効なる可き違反ありたることを認めた時は、右の當事者は唯之が注意を促すに止めなければならぬ。但し或理由により、豫審判事の決定に抗告ありたるため重罪移審部が事件を受理した場合は、又別個の方式に従ふ。然る時は同部は無効の訴を受理し、又自ら職權を以て無効を取上げることが出来る。之は同部が總ての調書を審査する權限を有する理由に因るものである。

斯くして事件を受理した重罪移審部は、違反ある調書及びそれ以後の手續の無効を言渡し、豫審判事に對し新たに正規の取調再施行を命ずることが出来る。(刑訴二三五)

若し重罪移審部が無効の訴を棄却した時は其決定に對し破毀院に抗告することが出来る。

無効たる可き違反を認めた者が時に當事者に非ずして豫審判事なることもあり得る。然る時は判事は無効となる恐れある爾後の手續の續行を躊躇するものにして、かかる時豫審判事に違反ある調書の無効を自ら言渡す權限なきことは前述せる通りである。この場合に豫審判事の實際上取る可き方

法は三つある。一、被告人又は私訴原告人に對し意志表示を以て無効の主張拋棄を勧める。二、無効が共助事務による調書にある時は、豫審判事は新たに共助事務を命じて、右の調書をやりなほさしめる権限を有する。(刑訴六〇)に基く三、最後に、豫審判事は手續補正のため檢察官に豫審手續送致の決定をなすことが出来る。然る時は、檢事は右の決定に對し取調不充分の理由を以て重罪移審部に抗告し、同部は之に付き無効の言渡をなすものである。

(四二五)「豫審終結後判決言渡前に於て發見せられたる無効」

重罪法院に於て、重罪移審部の決定が一度既判決權を得たときは豫審の無効は一切消滅し、重罪法院はもはや事件の繫屬を離れることは出来ない。

輕罪に於ては、一八九七年十二月八日の法律以來判例に因り、輕罪裁判所が違反ある調書及びそれ以後の手續の無効を言渡し得るものと認められてゐるところである。その時は檢事(即ち輕罪裁判所檢事局長官)譯者が豫審判事に再び正規の取調をなす可きことを請求する。若し輕罪控訴部(輕罪事件の控訴を審理する控訴院の一部)譯者に於て附帶事件の生じた場合は同部は自己に管轄移轉の權限を用ひる。

(四二六)「判決言渡後に發見せられた無効」この場合は豫審判事の判決參加に因る無効のみ之を主張することが出来る。

第六節 豫審の終結

(四二七)「豫審判事の手續終結の權限」一八五六年七月十七日の法律迄は、豫審の結果に付き決定を爲すものは豫審判事でなく、輕罪裁判所評議部で、云ふまでもなく同部は豫審判事の意見を登録するに止つてゐた。一八五六年にかゝる無用の機關は廢止となり、豫審判事は自ら其訴訟手續に終結を與へるの權限を附與され、爾來眞の豫審裁判權を行使することとなつた。

豫審判事が取調完了せりと思料する時は、檢事に對し相當の請求を爲さしむる爲め豫審手續送致の決定をなす。檢事局は三日以内に意見を添へ記録を還付する。右の期間に違反ある場合については何等制裁の規定はない。

訴訟記録の返還ありたる時は、豫審判事は檢察官の意見に拘束されることなく決定をなす。

豫審判事の決定は次の如くである。
犯罪事件が輕罪と思料さるる時は、輕罪裁判所に、又違警罪に過ぎずと思料さるる時は、違警罪裁判所に夫々移送の決定をなす。

犯罪事件が重罪と思料され、重罪移審部に移送の必要ある時は、檢事を経て控訴院檢事長に送致の決定をなす。

若し又判事が犯罪構成の要素が集らずとなし、若くは被告人の犯罪を確證するに充分なる證據なしとなす時は、免訴の決定を下す。

第二章 重罪及び輕罪現行犯の豫審

三二

(四二八)「分類」往時の刑法に於ては、現行犯には普通の犯罪に比し重刑を以て臨んでゐる(羅馬法に於ては現行竊盜が非現行竊盜より重刑を課せられたる如し)。之は犯人が現行犯に於て逮捕せられた時は一層強い復讐の感情によつて刑を定めた爲めである。然るに現今の法制に於ては、現行犯は單に豫審及び公判上に影響を與へるのみで、云ふ迄もなく犯罪及び有罪の確證が容易であるため、その手續は簡單である。

我々は先づ第一節に於て現行犯の定義を研究し、第二節に於ては、現行犯に於る自發的逮捕、第三節に於ては重罪、輕罪の現行犯に關する豫審上の特別規定、第四節に於ては輕罪現行犯のみに關する一八六三年五月二十日の法律に依つて定められた公判に付するの特別手續に就いて夫々研究し度い。

第一節 現行犯の定義

(四二九)「現行犯若くは現行犯と看做されたる犯罪」刑事訴訟法第四十一條に従ふと、現ニ犯シ又ハ犯シ終リタル犯罪ヲ現行犯トス被告人輿論ノ告發ヲ受ケタル場合並ニ被告人カ犯罪ノ直前又ハ直後ニ於テ正犯又ハ從犯ト思料セシムル物品、兇器器具若クハ書類ヲ携帯セル場合モ亦現行犯ト看做ス」従つて(現に犯し又は犯し終りたる)現行犯と現行犯と看做されたる犯罪とを區別する必要がある。

現行犯と看做される場合は次の二つである。

即ち一、被告人が輿論の告發を受けたる場合、業評の指名と混同してはならない、二、犯罪の直前又は直後に於て被告人が疑はしき物件を所持せる場合、然らば犯罪の直前直後なる言葉を如何に解釋す可きか。之は司法官の裁量に委ねられた問題である。法律は「犯罪の直前直後」とのみ規定し、「犯罪の側近地」とは規定してゐない。現今の如き交通の便を以てすれば、犯人は犯罪の直後に於ても、犯罪地から遠く離れることが出来るためである。

第二節 現行犯の場合に於る自發的逮捕

(四三〇)「一八〇八年の法典に於る制度と現今の判例」一八〇八年の法典は自發的逮捕の權限に關する見地より重罪現行犯と輕罪現行犯の區別を設けてゐる。

重罪現行犯に就いては第百六條に(もとより甚だ不正確な言葉ではあるが)現行犯又は準現行犯にして其罪施體又は加辱の刑に該る時は「公力を有する吏員、又必要なる場合は其他何人と雖も被告人を逮捕し、檢事の許に引致することを得可く、又その義務を有するものなる旨を規定してゐる。

輕罪現行犯に對しては自發的逮捕の權限は田園看守及び森林看守に限られてゐる。(刑訴一六)かかる法律上の區別が實際に於て適用され難いことは明かである。例へば一人物が輿論の告發を受けたる場合、其犯罪が果して施體又は加辱の刑に該る可きものなるやを如何にして知り得るか。但

三三

しこれは自發的逮捕の權限と義務の存する場合に限る。

事實重罪の場合と同じく輕罪の現行犯に於ても自發的逮捕を認めざるを得ない状態にあつたが、かかる慣習は立法者の承認するところとなり、後述する一八六三年五月二十日の法律第一條は自發的逮捕が輕罪にも一般に行はれる旨を含めてゐる。「輕罪刑ニ該ル事件ニ付キ現行犯ヲ以テ逮捕セラレタル被告人ハ直チニ檢事ノ許ニ引致スヘシ云々」右の規定は殆ど専ら都市に於てのみ適用され、刑事訴訟法第十六條の如く輕罪事件に於る自由逮捕の權限を田園、森林、兩看守の田園、司法警察官にのみ限るとはも早や問題でないことを示してゐる。

ここに唯一つ微妙な問題は、被告人が疑はしき物件を所持してゐる場合の所謂犯罪の「直前又は直後」の限界如何である。此「直前直後」は法律が犯罪の準現行犯たる爲めに定めた條件で、従つて又自發的逮捕をなし得る爲めの條件ともなる。判例に於てはこの問題は單に事實の問題としてのみ扱はれてゐるものと思はれる。學說については、之に原則的解決を與へるために費された努力を注意するに止め度い。或學者は直前又は直後の最大期間を四十八時間としてゐる。

第三章 重罪移審部の豫審

(四三四)「重罪移審部の一般任務」復權の手續に就き一八八五年八月十四日の法律が重罪移審部に與へた特別權限、及び一九一七年三月十日の法律に依る犯罪人引渡手續に關する特別權限の他は、此部

の一般任務は豫審の高級裁判權にある。即ち前述の如く其管轄する豫審判事の爲した豫審手續の監督をなし、違反ある調書を無効にし之が再施行を命じ、又取調を自ら管轄して必要ある時は其他の事件、人物に迄取調を及ぼし、場合に依つては刑事訴訟法第二百三十五條規定の管轄移轉の權限を用ひる。

以上の一般監督權限のほか重罪移審部は以下の特別研究を要する二つの場合の豫審裁判をも行ふ。

一、總ての重罪手續に於て、重罪移審部は必ず豫審判事の取調後、重罪公判に付するの必要ありや否やについて決定をなす爲め事件に加る。

二、豫審判事の決定が檢察官、私訴原告人若くは被告人の不服を受けたる場合、此上訴方法即ち抗告の裁判をなすものは重罪移審部である。

第一節 重罪の豫審手續に於る第二段の豫審裁判所としての重罪移審部

(四三五)「手續の詳細」豫審判事が受理せる犯罪を以て重罪と思料し、且つ被告人に對し充分の證據ありとなす時は、檢察長に送致の決定を爲し、檢事(輕罪裁判所檢事局長官)を経て送致の手續をなすことは既に述べた。

檢察長は刑事訴訟法第二百十七條により豫審調書を受取りたるより五日以内に事件を審査し、更に之に次ぐ五日以内に其報告をなすものである。

毎週集會する(刑訴二一八)重罪移審部は専ら書類により被告人、證人の訊問を行ふことなく非公開を以て之が裁判を爲す。

同部のなし得る決定は次の如くである。

若し充分なる證憑なしとし、若くは犯罪の構成要素が集らずとなす時は、免訴の決定をなし、此場合は被告人が未決勾留中なる時は之が釋放を命ずる。

若し又犯罪が輕罪若くは違警罪と思料さるる時は夫々輕罪若くは違警罪裁判所に移送の決定をなし、又豫審判事の意見通り重罪と思料するときは重罪法院に移送の決定をなす。

以上の決定には理由を附するを要する。

重罪公判に付するの決定ありたる時は、檢事長は再び事件の審査準備をなし、次回の重罪法院開廷期に備へる。檢事長は起訴狀を作製し重罪移審部の決定と共に被告人に送達する。前述せる如く同部の決定は常に逮捕の命令を含み、被告人未だ勾留せられざる時は之を未決勾留に付するため、告知後十日以内に自首せしむるものである。

起訴狀及び重罪公判に付するの決定を被告人に送達せる時より二十四時間以内に、被告人は之を輕罪未決監より重罪未決監に移す。(輕罪未決監は勾留狀及び收監狀を受けたる被告人を收容し、各群に一つづつ輕罪裁判所に置き、豫審判事、輕罪裁判所の管轄にあり。重罪未決監は重罪移審部の重罪公判に付するの決定を受けたる被告人を收容し、重罪法院開廷地、従つて通常縣廳所在の都市に一つづつ置

く譯者)

但し右の規定は實際に於ては、重罪法院開廷都市の郡に於て豫審の行はれなかつた場合のほかは關係がない。(四〇五を参照せられたし譯者)

被告人が重罪未決監に到着せる時は、それより二十四時間以内に重罪法院の裁判長若くは其委任を受けたる判事は被告人の訊問を行ふ。此訊問は二つの主なる目的を有するものである。

一、被告人に辯護人ありやを確め、若しそのなきときは職權を以て一名の辯護士を指定せしめる。

二、訊問後五日内に被告人は刑事訴訟法第二百九十九條所定の事由に基き、重罪移審部の決定に對し破毀院に抗告し得る旨を告げる。

免訴の場合に於て、新たに證憑の出でたる時は、再び起訴することが出来る。右の見解は豫審判事の免訴の決定に於ても之を認めることが出来る。

第二節 第二審裁判所として豫審判事の決定に對する抗告に就き裁判する場合の重罪移審部

(四三六)「豫審判事の決定に對し抗告權を有する者」原則として、決定の形式を以て豫審判事の下す裁判は第一審に於てのみ之をなし、之に對しては刑事訴訟法第三百三十五條が抗告(opposition)なる名稱のもとに規定する控訴の方法を以て重罪移審部に抗告することが出来る。(opposition なる用語は訴

訟手續上の用語に於ては闕席判決に對する上訴方法の名稱として用ひられてゐるを以て不適當なり) 豫審判事の決定に對する抗告權は刑事訴訟上の當事者即ち檢察官、被告人及び私訴原告人に屬する。但し、之を用ふる條件は三者共同一ではない。

檢察官に於ては右の權限は限定されることなく、檢事(輕罪裁判所檢事局長官)、檢事長の何れにも屬してゐる。豫審手續の管理と終結に就き豫審判事と檢事局の間に於る意見の相違を解決する道も抗告權の行使に依るものである。

私訴原告人に於ては刑事訴訟法第三百三十五條が其抗告をなし得るいくつかの場合を規定し、その權限を限定したるものと思料す可き規定を設けた後、更に普遍的用語を用ひて「民事上の利益を害する總ての決定に對し抗告することが出来る」としてゐる。この用語は廣く解釋し、私訴原告人は豫審判事の總ての調書に對し監視することが出来るものと見ることも出来る。

最後に被告人に於ては、抗告をなし得る場合は次の二つに限られてゐる。一、保釋の請求を拒否する決定。二、豫審判事が自己の管轄に就き裁判する決定。

(四三七)「抗告の期間、形式及びその結果」期間は刑事訴訟上の當事者に對しては二十四時間。右期間の起算は檢事に於ては決定の日より、私訴原告人及び保釋中の被告人に於ては其選定せる住居に決定の送達ありたる日より、又勾留中の被告人に於ては書記により決定の告知ありたる日より始る。檢事長にあつては決定の日より十日間。

形式—形式は當事者が書記課に抗告する旨を申立て、其年月日を記載、署名し、且つ他の當事者に抗告を通告する。檢事にありては常に被告人に通告すべきものと考へられる。

結果—抗告は其結果として先づ第一に重罪移審部が之を受理する。其他決定の執行を中止せしめる。尙抗告期間が二十四時間の場合抗告の有無に拘らず抗告期間も執行が中止される。免訴の場合にも勾留中の被告人が翌日までその儘勾留されるのはこの理による。(刑訴一三五第八項——但し本條は一九三三年二月七日の法律を以て改正。譯者)

檢事長の抗告期間は長きため此期間には執行の中止は行はれない。

公 判

第一章 第四節、第四項、重罪法院の判決

(四六一)「法院の下し得る種々の判決」法院は先づ公訴について判決を下さねばならない。陪審の犯罪構成事實否定の評決ある時は、被告人は裁判長の單なる決定 ordonnance を以て無罪 acquittement を言渡される。(一名の判事又は裁判長が合議を経ずして爲す言渡は ordonnance に依る。豫審判事の場合に準しこの場合にも決定の譯語を用ひたり。控訴院の言渡は總て verdict なるも重罪移審部の言

渡は豫審の性質上同じく決定と譯せり 譯者) 有罪肯定の評決ある時は檢察官は法の適用を請求し、被告人は防禦について云ふことなきやを訊される。(刑訴三六三)

次いで法院は合議をなし判決を下す。此判決は不論罪とならざる時は刑の言渡である。法院は例へ辯論中に事件が輕罪若くは違警罪の性質をとるに至る場合にても刑の言渡をなす。(刑訴三六五)

判決を言渡した後は裁判長は被告人に對し上告し得る旨を告げ且つ上告の期間を知らしめる。(刑訴三七一第二項)

不論罪となる時若くは事件が法律に依つて罰せられざる時若くは公訴權が消滅した時は、法院は無罪 *absolution* の判決をなす(刑訴三六四)。刑の言渡の時は *acquittment* 及び *absolution* の場合と同様、法院は民事上の利益(私訴原告人若くは被告人の損害賠償及び費用について言渡をなす。

公判に於る總ての手續は書記の作製する調書に記載するを要する。判例に従へば調書に記載なき方式は未完了と看做し、記載の遺漏は如何なる證據を以つてするも之を補ふことは出来ない。

第二章 裁判權獲得の阻止を目的とする上訴方法

(四六二)「上訴方法の利益」 刑事裁判所に於る上訴方法の存在理由は民事裁判所に於けると全く同

じである。即ち裁判官の識見乃至は良心の喪失に對し被裁判者に保證を與へるにある。こゝに附言すべきことは此保證が單に被裁判者のみならず社會に對しても利益を齎すことで、社會の安寧秩序は民事事件同様、刑事事件に於る不法若くは輕躁なる裁判に因り脅威を受けること大なるものがある。此故にかゝる裁判に既判權を得しめることを阻止するの必要があるのである。

(四六三)「上訴方法の分類」 民事訴訟手續に於ると同じく刑事事件に於る上訴方法も二つに區別される。一、普通若くは普通法の上訴方法と特別若くは例外的上訴方法。二、取消及び補正の上訴方法。

普通の上訴方法は此方法を用ふることの辯解を要せずして當然之を用ふることが出来る。即ち此方法を用ふるは被裁判者の當然の權利である。但し法律により禁じられてゐる特別の状況の場合、即ち此上訴方法をなさんとする者に不利の證據の存在する状況の如き場合は此限りではない。

特別上訴方法は法律により特に規定されてゐる場合に限り之を受理することが出来る。被裁判者が右の場合の一にあることを證明する者は、此上訴方法をなさんとする被裁判者自身である。

補正の上訴方法は先に裁判をなせる裁判所の上級裁判所に於て之を行ふ。

取消の上訴方法は原裁判所に於て之を行ひ、其裁判の更正を要求するにある。

刑事事件に於ては普通上訴に二つあり、控訴と故障^(註)にして控訴は補正の上訴方法、故障は取消の上訴方法である。

特別の上訴方法には補正の上訴方法たる上告あるのみ。

各別の規定の研究をなすに先立ち先づ總ての上訴方法に共通の規定を次に述べる。

- 一、總ての上訴方法は刑の執行を中止せしむる(上告は民事事件にありては中止せしめない)。
- 二、此等の上訴方法は執行の中止をなすのみならず、上訴のありとなしとに拘らず其執行期間に於ても亦執行は中止される。

- 三、刑事事件に於ては假執行は存しない。

(註) この場合の *opposition* は闕席判決に對する故障の申立等で、豫審判事の決定に對する抗告も亦 *opposition* といはれる。尙(四三六)を参照せられ度し。従つて原裁判所に申立をなす闕席判決に對する故障をも含む *voies de recours* を上訴方法と譯すは妥當ならずと思はるゝも假に從來の譯語を踏襲したり。譯者

號 數 年 月 司法資料表題

第一號	大正一〇、一一	定型アル犯罪ノ調査(賭博編)
第二號	一〇、一二	第二回國際少年保護會議議事錄
第三號	一一、一	國際刑事協會獨逸支部ニ於ケル保護觀察制度創設ニ關スル會議事錄
第四號	一一、二	米國ノ家庭裁判所
第五號	一一、三	獨逸ニ於ケル檢事局及司法警察
第六號	一一、四	米國ニ於ケル小年裁判所ト社會
第七號	一一、五	第二回國際少年保護會議提出報告書第一集
第八號	一一、六	英國及ラエーの警察
第九號	一一、七	復權ニ關スル佛國法令
第一〇號	一一、八	獨逸ニ於ケル調停手續ニ關スル規程佛國戰時家賃法伊國小作契約法
第一一號	一一、九	英國ノ判事及また一論
第一二號	一一、一〇	英佛ノ辯護士法制
第一三號	一一、一一	獨逸ノ辯護士法制
第一四號	一一、一二	獨逸ニ於ケル監獄作業ノ經營並ニ管理ニ關スル調査報告
第一五號	一二、一	辯護士倫理
第一六號	一二、二	獨逸國調停法草案及同理由書

第一七號	大正一二、三	英國監獄制度
第一八號	一二、四	獨逸國少年福利法草案同理由書及確定法文
第一九號	一二、四	獨逸國少年裁判所法草案及同理由書
第二〇號	一二、五	市加古少年裁判所ノ研究
第二一號	一二、五	勞働裁判法ニ關スル獨逸國裁判官會議事錄及評論(附)統一勞働法編纂委員會起草勞働裁判法私案
第二二號	一二、六	獨逸國ニ於ケル暴利取締法及活動ノ實況
第二三號	一二、六	戰前ニ於ケル獨逸國ノ社會的立法(附)丁抹ノ社會政策的立法概観
第二四號	一二、七	獨逸國經營協議會法及關係法令集
第二五號	一二、七	獨逸國ニ於ケル賃率契約、勞働者及使用人委員會並ニ勞働爭議ノ調停ニ關スル法制(附)調停制度概観
第二六號	一二、八	獨逸國ニ於ケル住宅及移住制度(附)英國ニ於ケル農業小作紛議仲裁ノ實況
第二七號	一二、八	短期自由刑論
第二八號	一二、九	西班牙國假釋放ニ關スル法令集

第二九號	大正二、九	獨佛英ニ於ケル商工業者ニ關スル特別裁判法
第三〇號	一一、一〇	獨逸國勞働裁判所法案及理由書
第三一號	一一、一〇	獨逸國少年裁判所法
第三二號	一一、一一	司法制度改良論
第三三號	一一、一一	獨逸新經濟法
第三四號	一一、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(佛、伊、白、蘭國之部)
第三五號	一一、一二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(埃國及瑞西之部)
第三六號	一一、一	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(丁抹、瑞典、諾威之部)
第三七號	一一、一	英國ニ於ケル略式刑事手續及寸こつとらんどニ於ケル刑事手續
第三八號	一一、二	佛國借家借地法
第三九號	一一、二	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(英國、加奈陀之部)
第四〇號	一一、三	佛國監獄制度及同職員令
第四一號	一一、三	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(南亞之部)
第四二號	大正一三、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(濠洲之部)
第四三號	一一、四	職業組合、仲裁及仲裁裁判並ニ貨率契約ニ關スル立法例(米國之部)
第四四號	一一、五	英國法律生活概要及同國ノ刑事控訴制度
第四五號	一一、五	英國裁判所構成論(一、英國裁判官ノ地位(附)司法行政機關)
第四六號	一一、六	英國裁判所構成論(二、英國ニ於ケル起訴官廳及辯護士ノ地位)
第四七號	一一、六	瑞西辯護士法
第四八號	一一、七	露西亞事情
第四九號	一一、七	米國ノ刑罰制度
第五〇號	一一、八	獨逸國民事訴訟改正律令
第五一號	一一、八	英國裁判所構成論(三、下級裁判所ノ部 其一、治安裁判所)
第五二號	一一、九	英國裁判所構成論(四、下級裁判所ノ部 其二、州裁判所及檢屍官裁判所ノ組織)
第五三號	一一、九	英國裁判所構成論(五、中央審トシテノ英國高等法院ノ組織及權限)
第五四號	一一、一〇	佛國商事裁判制度
第五五號	一一、一〇	獨逸國ニ於ケル裁判所ノ組織及ヒ刑事手續ニ關スル法令

第五六號	大正一三、一一	英國裁判所構成論(六、地方審トシテノ英國高等法院及其他ノ上級裁判所ノ組織)
第五七號	一一、一一	獨逸國勞働契約法案及評論(附)佛國勞働法正文
第五八號	一一、一二	米國少年裁判法
第五九號	一一、一二	英國裁判所構成論(七、英國ニ於ケル非訟事件裁判所、特種裁判所相互ノ關係)
第六〇號	一一、一	不定期刑言渡ノ制度
第六一號	一一、一	改善不能性犯人ノ所遇
第六二號	一一、二	英蘭刑事訴訟概観及巡回裁判所ニ於ケル訴訟記録
第六三號	一一、二	北米合衆國裁判制度(一、聯邦司法省ノ組織、職制及裁判制度)
第六四號	一一、三	獨逸國後見制度(前編)
第六五號	一一、三	獨逸國後見制度(後編)
第六六號	一一、四	刑ノ執行猶豫制度
第六七號	一一、四	假釋放
第六八號	一一、五	國際刑事學協會獨逸支部ニ於ケル行刑上ノ累進制度、宣誓セサニ關スル會議議事録
第六九號	一一、五	諸國ノ刑法草案
第七〇號	一一、六	英國司法警察論
第七一號	大正一四、六	英國ニ於ケル少年犯罪者ニ對スル刑法上ノ處遇
第七二號	一一、七	司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第一篇)
第七三號	一一、七	英國陪審ノ組織資格選定召集等ニ關スル省取調委員會報告書(附)金山檢事宇野判事視察報告書
第七四號	一一、八	漢堡ニ於ケル常設仲裁裁判所司法行政上ヨリ見タル普國區裁判所ノ實務(第二篇)
第七五號	一一、八	獨逸國陪審裁判所記録(附)秋山檢事鈴木判事視察報告書
第七六號	一一、九	刑罰ニ關スル制度(其一)
第七七號	一一、九	佛蘭西ノ政治組織(現代佛蘭西ノ政治、行政及司法制度ノ概観)
第七八號	一一、一〇	一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(總則篇)
第七九號	一一、一一	刑罰ニ關スル制度(其二)
第八〇號	一一、一二	北米合衆國ノ刑事裁判(其一)
第八一號	一一、一	北米合衆國ノ刑事裁判(其二、カリフォルニア州ノ裁判制度)
第八二號	一一、二	北米合衆國ノ刑事裁判(其三、北米合衆國ノ刑事裁判(其二)一九二五年獨逸刑法草案並ニ理由書(各論篇))
第八三號	一一、三	
第八四號	一一、四	

第八五號	大正一五、五	陪審制度視察報告書集(附)が るそん教授述陪審制度論
第八六號	一五、五	刑罰に關する制度(其三)
第八七號	一五、六	正義と貧民(其一)
第八八號	一五、七	正義と貧民(其二)
第八九號	一五、七	刑罰に關する制度(其四)
第九〇號	一五、八	刑罰に關する制度(其五)
第九一號	一五、八	英國に於ける警察裁判所
第九二號	一五、九	司法行政上より見たる普國區裁 判所の實務(第三篇)
第九三號	一五、九	刑罰に關する制度(其六)完
第九四號	一五、一〇	英國陪審の組織資格選定召集等 に關する省取調委員會報告書 第二卷(其一)
第九五號	一五、一〇	諸外國に於ける辯護士制度概觀
第九六號	一五、一一	歐洲諸國に於ける上訴制度
第九七號	一五、一一	佛國裁判制度 第一(治安裁判 所の組織及權限)
第九八號	一五、一二	佛國裁判制度(地方裁判所、控 訴院、大審院の組織及權限)
第九九號	一五、一二	國際行刑會議報告書集(一)
第一〇〇號	昭和二、一	國際行刑會議報告書集(二)
第一〇一號	昭和二、一	公の秩序に對する犯罪に關する 比較法論(其一)

第一〇二號	昭和二、二	公の秩序に對する犯罪に關する 比較法論(其二)
第一〇三號	二、二	英國陪審の組織資格選定召集等 に關する省取調委員會報告書 第二卷(其二)
第一〇四號	二、三	司法ニ關スル法制
第一〇五號	二、三	司法行政上より見たる普國區裁 判所の實務(第四篇)
第一〇六號	二、四	司法行政上より見たる普國區裁 判所の實務(第五篇)完
第一〇七號	二、四	保安處分
第一〇八號	二、五	陪審裁判所に於ける發問(總則 篇)
第一〇九號	二、五	陪審裁判所に於ける發問(各論 篇)
第一一〇號	二、六	ケート・ウエブスター事件の陪 審公判(英國著名裁判 其一)
第一一一號	二、六	單獨判官と司法官制
第一一二號	二、七	國際行刑會議報告書集(三)
第一一三號	二、七	國際行刑會議報告書集(四)
第一一四號	二、八	佛國刑事裁判所の組織及び司法 警察
第一一五號	二、八	チエツコ・スロウアキア共和國 の刑法典草案及同理由書(總則 篇)
第一一六號	二、九	米國の勞働法制(上)

第一一七號	昭和二、九	米國の勞働法制(下)
第一一八號	二、一〇	刑法草案集(瑞西一九一八年案、 埃一九二二年案、伊一九二二年 案)
第一一九號	二、一〇	チエツコ・スロウアキア共和國 の刑法典草案及同理由書(各 論篇)
第一二〇號	二、一一	佛國陪審に於ける發問の方式と その判例
第一二一號	二、一一	賭博に關する調査
第一二二號	二、一二	佛國の檢察制度
第一二三號	二、一二	フレデリック・バイウオスター ス及エデイス・トムソン事件の 陪審公判(英國著名裁判 其二)
第一二四號	三、一	一九二七年獨逸刑法草案並に理 由書(總則篇)
第一二五號	三、二	大逆罪に關する比較法制資料
第一二六號	三、三	一九二七年獨逸刑法草案並に理 由書(各論篇)
第一二七號	三、四	刑法改正に關する比較法制資料 (前篇)
第一二八號	三、五	刑法改正に關する比較法制資料 (中、後篇)
第一二九號	三、六	佛國裁判所の構成ニ關スル法令
第一三〇號	三、七	米國裁判所の組織及び訴訟手續

第一三一號	昭和三、九	ソグイエット露西亞の法制(前 篇)
第一三二號	三、一〇	ソグイエット露西亞の法制(後 篇)
第一三三號	三、一一	限定責任能力者社會上危險なる 精神病者及犯罪的常習飲酒者に 對する處遇
第一三四號	三、一一	一九二七年伊太利刑法豫備草案
第一三五號	三、一二	治安判事論
第一三六號	四、一	各國政府の報告に據る私生子の 地位に關する研究
第一三七號	四、二	刑の量定(前篇)
第一三八號	四、三	刑の量定(後篇)
第一三九號	四、四	佛に於ける家族制の變遷
第一四〇號	四、五	陪審裁判手續に關する問(前篇)
第一四一號	四、六	陪審裁判手續に關する問(後篇)
第一四二號	四、七	德川禁令考後聚(第一帙)
第一四三號	四、八	獨逸司法制度(前篇)
第一四四號	四、九	獨逸司法制度(後篇)
第一四五號	四、一〇	ソグイエット露西亞民法(前篇)
第一四六號	四、一一	ソグイエット露西亞民法(後篇)
第一四七號	四、一二	アメリカ合衆國に於ける少年裁 判所
第一四八號	五、一	ソグイエット露西亞刑法

第一四九號	昭和五、二	ソヴェエト露西亞裁判所構成	第一六七號	昭和七、一	支那歷代刑事法制的思想 上卷
第一五〇號	五、三	英米獨佛の手形法及小切手法	第一六八號	七、二	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一五一號	五、四	德川禁令考後聚(第二帙)	第一六九號	七、四	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一五二號	五、五	佛國民商事裁判管轄	第一七〇號	七、六	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一五三號	五、六	佛蘭西に於ける檢事の職務	第一七一號	七、八	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一五四號	五、七	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七二號	七、一〇	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一五五號	五、八	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七三號	七、一二	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一五六號	五、九	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七四號	八、三	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一五七號	五、一〇	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七五號	八、五	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一五八號	五、一一	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七六號	八、八	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一五九號	五、一二	獨逸刑法及ひ行刑法施行法草案	第一七七號	八、九	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一六〇號	六、一	少年保護司指針	第一七八號	八、一〇	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一六一號	六、二	米國イリノイ州に於ける不定期刑言渡並に假釋放に關する調査	第一七九號	八、一一	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一六二號	六、五	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(前篇)	第一八〇號	八、一二	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一六三號	六、七	一九二九年末現行カリホルニヤ州刑法(後篇)	第一八一號	九、一	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一六四號	六、八	佛國司法制度(前篇)	第一八二號	九、二	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一六五號	六、九	佛國司法制度(後篇)	第一八三號	九、四	支那歷代刑事法制的思想 下卷
第一六六號	六、一〇	德川禁令考後聚(第四帙)			

第一八四號	昭和九、五	ナチスの刑法(プロシヤ邦司法大臣の覺書)	第一九七號	昭和一一、七	ソヴェエト・ロシアは犯罪を克服する
第一八五號	九、七	プロシヤに於ける司法官教育關係法令彙纂	第一九八號	一一、八	伊太利刑法典
第一八六號	九、八	英國に於ける裁判と警察	第一九九號	一一、九	伊太利刑事訴訟法典 附伊太利重罪法院條例
第一八七號	九、九	德川 民事慣例集(人事ノ部)	第二〇〇號	一一、一〇	一九一二年第二回海牙萬國手形法統一會議議事録
第一八八號	九、一〇	一九三二年フランス刑法改正豫備草案(總則)並にポランド違警罪法改正刑法及ポランド違警罪法	第二〇一號	一一、一〇	一九一二年海牙に於ける爲替手形及約束手形に付ての審査委員會會議記録
第一八九號	九、一一	取締法規違反の定型(附)特別刑法に於ける犯罪主體と刑罰主體の異なる場合の歸納的觀察	第二〇二號	一一、一一	中華民國刑法・刑事訴訟法
第一九〇號	九、一二	米國ユタ州に於ける不定期刑言渡宣告猶豫及假釋放に關する調査	第二〇三號	一一、一二	ユーゴスラヴキヤ新民事訴訟法
第一九一號	一〇、一	一九三〇年獨逸刑法草案並に現行獨逸刑法典(附錄重要附屬法令)	第二〇四號	一一、一	獨逸刑法提要(中)
第一九二號	一〇、二	德川 民事慣例集(動産ノ部)	第二〇五號	一一、一	德川 民事慣例集 不動産ノ部(上)
第一九三號	一〇、三	獨逸裁判所構成法及同刑事訴訟法	第二〇六號	一一、二	佛國刑事訴訟法
第一九四號	一〇、四	一九二八年スペイン刑法			
第一九五號	一〇、五	ポランド新民事訴訟法(一九三三年)			
第一九六號	一〇、六	獨逸刑法提要(上)			

33. 7. 4

